

那珂市議会教育厚生常任委員会記録

開催日時 令和6年3月22日（金）午前10時

開催場所 那珂市議会全員協議会室

出席委員 委員長 寺門 厚 副委員長 花島 進
委員 榊原 一和 委員 原田 悠嗣
委員 鈴木 明子 委員 富山 豪

欠席委員 なし

職務のため出席した者の職氏名

議長 木野 広宣 事務局長 会沢 義範
次長 秋山雄一郎 書記 田村 栄里

会議事件説明のため出席した者の職氏名

副市長 玉川 明	教育長 大縄 久雄
財政課長 大内 正輝	財政課長補佐 照沼 克美
保健福祉部長 生田目奈若子	社会福祉課長 高安 正紀
社会福祉課長補佐 坂本 武志	こども課長 萩野谷 真
こども課長補佐 水野 厚子	家庭児童相談室長 大曾根香澄
こども発達相談センター長 高橋 秀貴	
介護長寿課長 萩野谷智通	介護長寿課長補佐 住谷 孝義
保険課長 横山 明子	保険課長補佐 小田部信人
健康推進課長 玉川祐美子	健康推進課長補佐 飛田 建
ワクチン接種対策室長 梅原千也子	教育部長 小橋 聡子
学校教育課長 猪野 嘉彦	学校教育課長補佐 生田目綾子
指導室長 白井 英成	学校給食センター所長 梅原 雅美
学校給食センター所長補佐 津賀 卓	
生涯学習課長 綿引 勝也	スポーツ推進室長 椎名 健文
図書館長 大内 秀幸	中央公民館長 平野 玉緒
歴史民俗資料館長 会沢 正志	

会議に付した事件

- (1) 議案第1号 専決処分について（令和5年度那珂市一般会計補正予算（第8号））
…原案のとおり承認すべきもの
- (2) 議案第5号 那珂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
…原案のとおり可決すべきもの
- (3) 議案第6号 那珂市介護保険条例の一部を改正する条例

…原案のとおり可決すべきもの

- (4) 議案第7号 那珂市指定地域密着型サービスの事業に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

…原案のとおり可決すべきもの

- (5) 議案第15号 令和5年度那珂市一般会計補正予算(第9号)

…原案のとおり可決すべきもの

- (6) 議案第16号 令和5年度那珂市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)

…原案のとおり可決すべきもの

- (7) 議案第17号 令和5年度那珂市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第3号)

…原案のとおり可決すべきもの

- (8) 議案第18号 令和5年度那珂市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

…原案のとおり可決すべきもの

- (9) 議案第19号 令和6年度那珂市一般会計予算

…原案のとおり可決すべきもの

- (10) 議案第20号 令和6年度那珂市国民健康保険特別会計(事業勘定)予算

…原案のとおり可決すべきもの

- (11) 議案第22号 令和6年度那珂市介護保険特別会計(保険事業勘定)予算

…原案のとおり可決すべきもの

- (12) 議案第23号 令和6年度那珂市後期高齢者医療特別会計予算

…原案のとおり可決すべきもの

開会(午前10時00分)

委員長 おはようございます。

本日は教育厚生常任委員会でございます。各委員、それから執行部の皆様、ご参集いただきましてありがとうございます。

令和6年度、7年度ということで2年間、教育厚生常任委員会、新体制で臨みますので、今日はまず初めに紹介ということで自己紹介をさせていただきたいと思います。

私、委員長を担当します寺門厚でございます。よろしくお願いいたします。

副委員長 副委員長、花島です。よろしくお願いいたします。

鈴木委員 鈴木明子と申します。よろしくお願いいたします。

榊原委員 どうもおはようございます。榊原一和と申します。よろしくお願いいたします。

原田委員 原田悠嗣と申します。よろしくお願いいたします。

富山委員 2年ぶりに教育厚生常任委員会のほうに戻ってまいりました。富山豪です。どうぞ、よろしくお願いいたします。

委員長 以上6名で担当させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、開会前にご連絡をいたします。

換気のため廊下側のドアを開放して常任委員会を行います。ご理解、ご協力のほどお願いいたします。

会議は公開しており、傍聴可能といたします。また、会議の映像を庁舎内のテレビに放送します。会議内での発言は必ずマイクを使用し、質疑・答弁の際は簡潔かつ明瞭をお願いいたします。携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りいただくか、マナーモードにご協力をお願いいたします。

それでは、ただいまの出席委員は6名でございます。欠席はありません。定足数に達しておりますので、これより教育厚生常任委員会を開会いたします。

会議事件説明のため、副市長、教育長、それからほか関係職員の出席を求めています。職務のため、議長及び議会事務局職員が出席をしております。

ここで、議長よりご挨拶をお願いいたします。

議長 改めまして、おはようございます。

また、先ほど寺門委員長からございましたけれども、新しいメンバーで2年間、大変お世話になりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

1期生の方は初めての委員会になると思いますので、この2年間、いろんな部分で勉強していただいて、頑張っていたきたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

では、寺門委員長、花島副委員長の下、慎重審議を賜りますことをお願いいたしまして挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

続きまして、副市長よりご挨拶をお願いいたします。

副市長 改めまして、おはようございます。

教育厚生常任委員会のご出席、お疲れさまでございます。

また、先日の日曜日、原子力災害訓練、多数ご参加いただきまして、誠にありがとうございました。

委員長からありましたように、改選後初めての常任委員会となります。2年間どうぞよろしくお願いいたします。

本日提出しております議案は、予算関係が補正予算、特別会計を含めて8件、それから条例関係が3件、その他1件の12件でございます。慎重なご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

委員長 続きまして、教育長よりご挨拶をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

教育長 改めまして、おはようございます。

学校のほうですけれども、おかげさまで今日無事に修了式、令和5年度の修了式を迎え

ることができました。多分、もう学校のほうは修了式のほうは終了しているんじゃないかなというふうに思います。明日からいわゆる春休み、我々にとっては学年末、学年始め休業ということになります。子供たち、安全な生活を送って新学期を迎えることができれば大変うれしいなというふうに願っております。

また、教職員のほうですけれども、ご存じのように人事異動の時期ということで、事務処理それから事務引継ぎ等しっかりと行いながら、令和6年度のスタートがスムーズに切れるように教育委員会としても応援をしまいたいというふうに思っております。なお、離任式はちょうど1週間後の金曜日、来週の金曜日、3月29日が離任式となります。教職員の恒例の新聞発表、これは3月31日の日曜日ということになります。新聞発表よりも早く離任式が行われてしまうわけですけれども、4月1日からスタートをしっかりとしていきたいというふうに思っております。

今日はどうぞよろしくお願いいたします。

委員長 それでは、これより議事に入ります。

本委員会の会議事件は、別紙のとおりであります。

審議をスムーズに進行するため、担当課ごとに審議を行います。

執行部に申し上げます。令和6年度予算の説明の際は、まず課名と出席者を報告し、必ず議案書及び予算書並びに主要事業説明書のページ数を述べた後、歳入については款及び項まで、歳出については款、項、目までの説明をしてから、新規事業及び前年度比較額の大幅な増減等、特に説明が必要なものの説明をお願いします。

審議中に委員のほうから資料などの請求があった場合は、議会事務局に資料データを提出してください。

なお、一般会計当初予算の討論、採決は、所管課の質疑が全て終結した後に行います。

それでは、審議に入ります。

議案第1号 専決処分について（令和5年度那珂市一般会計補正予算（第8号））を議題といたします。

財政課より一括して説明をお願いします。

財政課長 財政課長の大内です。ほか関係職員が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案第1号をご覧ください。

議案第1号 専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

3ページをお願いいたします。

令和5年度那珂市一般会計補正予算（第8号）についてご説明いたします。

第1条になります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億8,946万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ248億9,401万3,000円とするものです。

5ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費補正になります。

3款民生費、1項社会福祉費、住民税均等割のみ課税世帯重点支援臨時給付金事業1億2,880万8,000円、低所得者世帯こども加算臨時給付金事業3,568万5,000円。

8ページをお願いいたします。

款、項、目、補正額の順にご説明いたします。

歳出になります。

下段になります。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費1億8,516万8,000円。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なし)

委員長 なしということで、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(なし)

委員長 ないということで、討論を終結します。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第1号は原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第15号 令和5年度那珂市一般会計補正予算(第9号)を議題いたします。

財政課より一括して説明をお願いします。

財政課長 それでは、議案第15号をご覧ください。

議案第15号 令和5年度那珂市一般会計補正予算(第9号)についてご説明いたします。

5ページをお願いいたします。

第3表 繰越明許費補正になります。

追加になります。

4款衛生費、1項保健衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種事業312万円。

9款教育費、3項中学校費、管理用備品購入事業118万8,000円。

5項社会教育費、歴史民俗資料館管理事業2,239万6,000円。

6 ページをお願いいたします。

第4表 地方債補正になります。

起債の目的、総合公園施設改修事業、補正後限度額8,890万円。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前と同じになります。

13ページをお願いいたします。

款、項、目、補正額の順にご説明いたします。

歳出になります。

下段になります。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費1,751万6,000円の減、2 目高齢福祉費234万4,000円の減。14ページをお願いいたします。3 目障害福祉費380万5,000円、5 目後期高齢者医療費504万8,000円の減、8 目介護保険費164万円。

3 款民生費、2 項児童福祉費、2 目児童措置費125万8,000円。

15ページをお願いいたします。

中段になります。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、2 目予防費2,870万円の減。

18ページをお願いいたします。

中段になります。

9 款教育費、2 項小学校費、1 目学校管理費479万8,000円の減。

9 款教育費、3 項中学校費、1 目学校管理費164万8,000円。

19ページをお願いいたします。

中段になります。

9 款教育費、6 項保健体育費、3 目体育施設費100万円の減、4 目総合公園費2,988万4,000円の減。

12款諸支出金、3 項償還金、1 目償還金2,840万1,000円。国県負担金等返納金でございいます。うちこども課が2,773万7,000円、健康推進課が66万4,000円となっております。

以上でございいます。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

原田委員 質問、よろしくお願いいたします。

新型コロナウイルスワクチン接種事業というのは、具体的にどういった取組をされているのかというのを教えてください。お願いいたします。

健康推進課長 健康推進課です。

新型コロナワクチン接種事業につきましては、国の指示に基づきまして市町村のほうで新型コロナワクチンの接種ができる環境を整えております。今年度をもちまして、国のほうの全額公費負担で実施するという接種の体制は今年度いっぱいとなります。今現在

も、今年度は秋冬接種ということで、希望する対象の方への接種のほうは実施をしているような状況となっております。

以上です。

原田委員 その会場費とかそういった感じということでしょうか。

健康推進課長 現在、新型コロナウイルスワクチン接種につきましては集団接種のほうはやっておりますので、各医療機関で接種になります。主な、費用に係っている予算に関してまして主なものは接種委託料、そちらのほうが主なものとなっております。

以上です。

原田委員 ありがとうございます。

鈴木委員 こちら子宮頸がんワクチンについてお聞きしたいんですけれども、よろしいですか。

昨年あまり多くなかったということなんですけれども、そのときの理由は周知が十分じゃなかったということなんですけれども、今年の現状はいかがでしょうか。予防接種。

委員長 議案、今説明したどこになりますか。

鈴木委員 予防費の中でのワクチン、15ページの保健衛生費の予防費なんですけれども。

委員長 ページを言ってから言ってください。

鈴木委員 ありがとうございます。

そちらの子宮頸がんワクチンの現状を教えてくださいと思います。

健康推進課長 子宮頸がんワクチン接種につきましては、平成25年度から差し控えとなっていたものを、令和4年度から接種勧奨を開始するという形で実施をまいりました。対象者にはそれぞれ個別通知でご案内をさしあげまして、通常、定期の接種と言われている中学1年生から高校1年生に相当する学年の方、それ以上になった方で差し控えになっておりました間に、本来でしたら定期接種の対象となる方についても今回個別で通知をさしあげております。ただ、実際の接種となりますとなかなか通常、ほかの予防接種に比べますと接種の状況は進んでいないというような状況にはなっております。

ただ、昨年度よりは今年度、現段階でまだ途中なんですけれども、お一人3回の接種となりますので、1回目、2回目、3回目と。3回目まで終了するとなると半年以上かかるという状況なので正確な接種率というのは今のところは出してはいないんですが、接種している人数としましては昨年度よりも1.5倍ぐらいに増えているということは担当のほうから聞いております。

以上です。

鈴木委員 ありがとうございます。

通常の定期接種、中1から高1に関しましてはいかがでしょうか。あとは、差し控えていたそれ以上の年齢という方の状況も、どちらも分けて教えていただきたいんですけれども。

健康推進課長 すみません、今1.5倍というお話をさせていただきましたが、中学1年生から

高校1年生に相当する学年まで、そちらのほうが1.5倍となっております。キャッチアップ者、それ以上の差し控えていた方たちについても、ほぼほぼ同等の1.4倍、1.3倍、その程度、同等の接種の数とはなっております。

委員長 ほか質疑ございませんか。

(なし)

委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(なし)

委員長 ないということなので、討論を終結します。

これより議案第15号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第15号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩します。執行部は入替えをお願いします。学校教育課以外の担当課は退出をお願いします。

休憩(午前10時18分)

再開(午前10時20分)

委員長 では、再開します。

学校教育課が出席をしました。

次は、議案第19号 令和6年度那珂市一般会計予算(学校教育課所管部分)を議題といたします。

9款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費、2目事務局費、3目教育指導費、これについてはコミュニティスクール推進事業を除きます。こちらの所管は生涯学習課となります。これについて説明を求めます。

学校教育課長 学校教育課長の猪野です。ほか7名が出席しております。よろしくお願いいたします。

それでは、予算書135ページをお開きください。なお、主要事業説明書につきましては113ページから121ページまでが学校教育課所管事業となっております。

款、項、目、予算額の順にご説明いたします。

9款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費199万円、教育委員の報酬が主なものでございます。

予算書136ページをご覧ください。

2目事務局費2億3,627万2,000円、職員や会計年度任用職員の人件費が主なものとなっております。前年比1,843万9,000円の増加の主な理由でございますが、令和6年度から会計年度任用職員に係る勤勉手当を支給することになったことに伴い増加となりま

した。このほか、会計年度任用職員に係る人件費を計上している事業では同様の理由で増加してございます。

予算書138ページをご覧ください。

3目教育指導費2億5,522万8,000円、前年比2,468万8,000円の増加の主な理由でございますが、学習指導員等が会計年度任用職員であるため、勤勉手当を支給することになったことに伴う増加でございます。

中ほどの学習指導員等配置事業は、主要事業説明書114ページのとおりに、配慮を必要とする園児や児童生徒の状況に応じまして、学習指導員、生活指導員、幼稚園指導員、合計40名を配置する事業でございます。令和5年度と比べて、合計で3名の増を予定してございます。

予算書140ページ下段をご覧ください。

小中一貫教育10周年記念事業は、新規事業でございますが、小中一貫教育の本格実施から10周年を迎え、これまでの取組を振り返るとともに、さらなる充実を図るために記念事業を実施するための経費でございます。

教育総務費の説明は以上です。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

質疑ありませんか。

富山委員 主要事業説明書の114ページ、学習指導員等配置事業。これ、ちょっと久しぶりなんであれなんですけど、心身の発達において配慮を必要とする園児、生徒とありますが、この子たちって年々増えているんですか。指導員の方、これで十分に間に合っている状況なんですか。

学校教育課長 ただいま委員おっしゃるとおり、増加傾向にございます。これに伴いまして、学習指導員等を増員して対応してございます。

以上です。

富山委員 この学習指導員になられる方というのは学校の教員免許を持っていたりとか、やっぱりちゃんとした資格があつての指導員ということでしょうか。

学校教育課長 お答えいたします。

ただいまお話のありましたとおり、学習指導員につきましては教員免許をお持ちの方を採用してございます。

以上です。

委員長 ほかにありますか。

榊原委員 すみません、富山委員のちょっと続きになっちゃうんですが、学習指導員とか生活指導員が学校によって多分、特別支援学級の児童生徒っていうのもむらが出てくると思うんですけども、うまく均等に振り分けられているという感じにはなっているんですか。

学校教育課長 お答えします。

ただいま委員おっしゃったとおり、特別支援学級につきましては複数学年で1学級になるケースがございます。したがって、学年が複数にまたがるような学級では同じ1人の教諭だけではなくて、この学習指導員がほかの学年の子供を見るというように、1つの学級の中で学年ごとに工夫しながら対応を進めているところです。

以上です。

榊原委員 このケースの場合は、そうすると教育委員会のほうで振り分けるのか、それとも学校現場のほうで何人必要かという形で必要を要請するのかと、これはどちらになるんですか。

学校教育課長 お答えします。

学校現場の状況を確認するのは当然でございますが、最終的には教育委員会のほうで配置することになっております。

榊原委員 ありがとうございます。

委員長 ほかがございますか。

原田委員 質問ちょっと間違っていたら申し訳ないんですけども、やっぱり今学校現場で療休とか育休、産休に入った先生の代わりの講師の先生の成り手不足というのがすごくあるかなと思うんですけども、そのあたり、那珂市の現状でいきますとどのような状況か教えていただきたいです。

学校教育課長 お答えします。

1月現在の状況でございますが、休暇中の未補充の教員は1名のみとなっている状況でございます。確かに委員おっしゃるとおり、全国的に見てもその補充あるいは未配置が課題になっていることは認識しているところです。

以上です。

原田委員 ありがとうございます。

そうしますと、そういった講師の方を、やっぱり成り手がすごく不足されているかなと思うんですけども、そういった方を何とか集めるといいますか、そういった取組とか事業とか、そういう予算ってあったりするんですか。

学校教育課長 お答えします。

予算として特別に措置をしているものではございませんけれども、一例をお答えしますと、水戸教育事務所等と連携を図りまして頻繁にそういった希望が出ているかどうか、そういったことを問合せすることによりまして速やかに対応ができるように担当の指導室長と対応しながら進めているところです。

原田委員 ありがとうございます。やっぱりなかなか深刻な問題だなというふうに思いますので、やっぱり教師の成り手不足、講師の不足というのは産休とか育休に入りづらいとか、そういった先生方もいらっしゃると思うので、何とかそこを改善できるように僕も考え

ていきたいなと思いますので、すみません質問じゃなく、よろしくお願いいたします。

委員長 ほか質疑ありますか。

(なし)

委員長 ないようですので、9款の1項については終了といたします。

続きまして、9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、2目教育振興費について説明をお願いします。

学校教育課長 予算書141ページをご覧ください。

9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費3億7,821万1,000円、前年度比1億7,109万9,000円の増加の主な理由でございますが、予算書143ページ上段をご覧ください。小学校施設整備事業の工事請負費にて、現在使用していないプールを順次解体し、学校敷地の有効活用を図ることに伴うものでございます。令和6年度は菅谷小学校、菅谷東小学校、菅谷西小学校、五台小学校、以上を対象に行います。

また、その2つ下、スクールバス運行事業でございますが、これまでの契約が令和5年度で満了することに伴い、戸多地区はこれまでの中型バスからワゴン車に変更し、本米崎地区についても新たな契約としてございます。

続いて、2目教育振興費9,098万8,000円、前年比2,810万7,000円の増加の主な理由でございますが、令和5年度は1目教育管理費に各小学校の各管理事業を計上してございましたが、令和6年度は各小学校の振興事業、こちらに経費を一本化して計上したために教育振興費としては増額となっております。

小学校費の説明は以上です。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

質疑ございますか。

榊原委員 すみません、小学校施設整備事業のほうなんですけれども、ちょっといろいろ、私もちょっとネットワーク広いものでいろんなお話聞いているんですが、結構校舎の雨漏りの話を聞きませんか。これ、やっぱりプール解体工事のほうが先なものなんですかね、やっぱりそうなってくると。

学校教育課長 お答えします。

確かに夏の台風等をはじめまして、大雨の際に各小学校で雨漏りが発生してございます。そちらにつきましては、実際教育現場で児童等が滑る可能性があり、危険な状態とはなっております。雨漏り対策につきましては、通常の雨でも雨漏りのするような箇所は直ちに修繕を行っておりますが、台風時に起こった場合には、その際に状況等を確認しまして、通常の雨では発生しないが台風時に発生する、そういったものにつきまして計画的に修繕等進めているところでございます。もう一つ、このプールの解体工事につきましても、学校での防犯上の理由、あるいは、例えば菅谷小学校ですと駐車場の確保、あるいはグラウンドの確保、菅谷東小、菅谷西小ですとグラウンドの確保、そういった

問題もございまして、いずれも喫緊の課題ではございますが、今年度につきましてはプール解体工事のほうでこちらの予算を計上しているところでございます。

なお、雨漏り工事につきましては、この施設整備事業ではなく小学校施設管理事業の修繕費のほうで対応してございます。

説明は以上です。

榊原委員 ありがとうございます。

委員長 ほかございますか。

富山委員 プール解体ということなんですが、プール解体ってそれで全部、市内小学校って全部解体の方向で、使用しているところってあるんですか。

学校教育課長 お答えします。

プールにつきまして、現在小学校でプールを使用しているところはございません。したがって、今回解体がまだ終わっていない横堀小学校につきましても、計画的に解体をする予定で準備を進めているところでございます。

富山委員 そうすると、プール自体というか水泳の授業自体がなくなるわけじゃないと思うんです。そうすると、日にちをずらしてなかL u c k y F M公園のほうのプールで全部、授業数のこまは増えるか少なくなるかはいろいろあると思うんですが、水泳自体の授業は継続してやっていかれると。

学校教育課長 お答えします。

委員おっしゃるとおり、水泳の授業については継続して行っております。具体的には、ただいまお話のありましたなかL u c k y F M公園と、あと県の笠松運動公園、こちらに2つ学校を分けまして、バスで送迎を行い授業のほうを行っていただいているような状況でございます。

以上です。

委員長 ほか。

副委員長 プールについてお伺いしたんですが、どのくらい泳げる割合を、どのくらいを目標に授業をやっているか、お答えできますでしょうか。今答えられなければ後でもいいですが。例えば15分間は泳げる人を何%みたいな。後でもいいですよ。

学校教育課長 申し訳ありません、現在把握してございませんので。

委員長 後ほどデータ提供をお願いいたします。

ほかございますか。

原田委員 そうしますと、プール解体後の利活用については、主にグラウンドと駐車場というような形でよろしいですか。

学校教育課長 お答えします。

学校の敷地の状況によりまして一律の取扱いではございませんので、先ほど委員おっしゃったとおり、例えば菅谷小ですと駐車場不足ということがございますので駐車場に、

菅谷東小及び菅谷西小につきましてはグラウンドの転用というふうに学校の状況によりましてその後の活用を変えていくことを予定しているところでございます。

以上です。

委員長 では、質疑がないようですので次へまいります。

9款教育費、3項中学校費、1目学校管理費、2目教育振興費について説明をお願いします。

学校教育課長 予算書147ページ、一番下、下段をご覧ください。

9款教育費、3項中学校費、1目学校管理費1億3,178万円、前年比1,075万2,000円の増加の主な理由でございますが、予算書148ページ、次のページの上段をご覧ください。中学校管理事務費の需用費、消耗品費において、教科書の改訂に伴います指導用教科書、指導書を購入するための経費の増がございます。また、予算書149ページ下段をご覧ください。中学校施設整備事業におきまして、委託料、実施設計を計上してございますが、こちらは中学校の音楽室、理科室などの特別教室に空調を設置するための設計の業務委託を計上してございます。予算書150ページをご覧ください。上段でございます。部活動地域移行推進事業としまして、令和5年度までの運動部活動外部指導者派遣支援事業を進展させまして、土日の部活動地域移行を主眼とした取組としまして、部活動指導員の配置や外部指導者の増員、検討委員会の開催に要する経費を計上してございます。

続いて、2目教育振興費7,259万1,000円、前年比2,425万8,000円の増加の主な理由でございますが、小学校費と同様に、令和5年度は1目教育管理費に各中学校の管理事業を計上してございましたが、令和6年度では各中学校の振興事業に経費を一本化して計上したために教育振興費では増額となっております。

中学校費の説明は以上です。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

中学校費について。

榊原委員 150ページの部活動地域移行推進事業。会計年度任用職員報酬1人となっているんですけれども、1人いらっしゃるわけですね。そうするとこれ具体的に、どういう方なんですか。

学校教育課長 お答えします。

こちらは、令和6年度から設置を開始する事業でございまして、部活動指導員として会計年度任用職員として採用するものでございます。現在、第四中学校の柔道部において指導を予定しているものでございます。

以上です。

榊原委員 ちょっとプライベートなところまでお聞きできないんですけれども、これはそうすると那珂市内の方で柔道に精通された方という解釈でよろしいですか。

学校教育課長 お住まいについてはご容赦いただきたいんですが、これまでも部活動の外部指

導者として実績のある方でございます。

以上です。

榊原委員 今後、この外部指導員に関してはどういうふうにお考えですか。

学校教育課長 外部指導者及びただいま申し上げた部活動指導員に関しましては、現在教員の顧問の先生の直接的な負担の軽減につながるものと考えています。ただし、こちらにつきましては学校の部活動として部活動の範囲内でご協力をお願いする外部指導者及び部活動指導員でございますので、部活動の地域移行が進むまでの暫定的なもので、将来的には部活動の地域移行、そちらへの推進を目標としているところでございます。

以上です。

榊原委員 ありがとうございます。

委員長 ほかがございますか。

鈴木委員 先ほどのお話とつながるんですけども、部活動の方なんですけれども、来年度は1人、四中の方だけということの計画ということですか。今後、もっと別のところに増やしていくとかというのは、来年度はないということですか。

学校教育課長 お答えします。

こちら、会計年度任用職員として部活動指導員として開始するのは今年度が初めての事業でございます。四中のこの柔道部、専門性が高い部活でもございますので、こちらのほうからスタートしてまいりたいと思います。なお、部活動の顧問の先生の負担軽減という観点では、外部指導者謝礼、こちらに計上しておりますとおり、協力いただける方に対して、これまで各学校2名、合計10名の方で予定していたものを、各学校平均3名、15名というふうに増員して対応することとしています。部活動指導員としては1名からスタートさせますが、こちらの外部指導者、こちらの増員を計画しているところでございます。

以上です。

鈴木委員 ありがとうございます。

富山委員 学校管理費、中学校管理費の関東大会出場派遣費補助事業、これ30万円、これちょっと小学校費のほうと比べると、小学校費は1,000円なんですよ。これどういう思いで30万円と1,000円の差ができているのか、ちょっと説明いただきたいなと思います。

学校教育課長 お答えします。

関東大会出場派遣費につきましては、令和5年度の実績で5件のものがございました。先ほどの補正予算でも計上したとおり、令和5年度は約50万円ほどの歳出を予定しているものでございます。それに対しまして、小学校の、143ページの関東大会等出場派遣補助事業につきましては、過去に五台小学校金管バンド部が出場した例はございますが、その後実績がないことから形式予算としての計上としており、必要に応じて補正等の対応を予定しているものでございます。

富山委員 これはやっぱり学校管理の中で入るから結局地域でやっているミニバスケットとかスポーツ少年団みたいなものに対する補助ではないんですね。学校があくまでも出るという感じの。

学校教育課長 おっしゃるとおりです。学校の部活動として出場する際の補助事業でございます。

以上です。

富山委員 特段そういうスポーツ少年団みたいなのが関東大会、全国大会なんかに出場するときには、改めての補助とかというのは今の現状ではなにか。

学校教育課長 お答えします。

少年団等の、学校の部活動あるいは個人としての参加以外のものにつきましては生涯学習課所管の予算、事業として対応しているところでございます。

以上です。

委員長 ほかがございますか。

鈴木委員 心の教室相談員についてお聞きしたいんですけれども、149ページです。下段になります。こちらは何名で、どのような対応、各学校ごとだと思えるんですけれども、どのような状況になっているのか教えていただけますか。

学校教育課長補佐 お答えいたします。

こちら、各中学校に1名配置しております。ただ、メインの配置は中学校なんですけど、同じ学園の小学校にも訪問していただいて、児童生徒に対して話しにくいこととかいろいろ悩んでいることなどをうまく聞き取って悩みの解決等につながるような相談を受けていただいている事業になります。

以上です。

鈴木委員 内容が報償金のみなんですけれども、何か使うものとかというのは別なところでなっているんですか。やっぱりセンターとかに報告とかしたりとかすると思うんですけれども、そのようなときはどのようなものを使って報告とかというのは、何も使わずなんですか。

指導室長 お答えします。

心の教室相談員が相談を受けたことの報告については、月に1回、教育支援センターの定例会を開催しております。そちらの定例会のほうで報告をしていただいているところです。

以上です。

鈴木委員 使うものに対しては別の費目になっているということですか。

学校教育課長 お答えします。

通常用の紙等になりますので、学校管理費の中で対応することとなります。

以上です。

鈴木委員 ありがとうございます。

委員長 ほか。

副委員長 150ページ、中学校の教育振興費の中の校務用コンピューター管理事業というのが
あるんですが、これ全体で何台のコンピューターを管理しているんでしょうか。

委員長 暫時休憩します。

休憩（午前10時48分）

再開（午前10時49分）

委員長 再開します。

学校教育課長 お答えします。

こちら、校務用のパーソナルコンピューターになりますので、約300台を配置して
います。

委員長 ほかよろしいですか。

（なし）

委員長 では、次、9款教育費、4項幼稚園費、1目幼稚園費について説明を求めます。

学校教育課長 予算書153ページをご覧ください。

9款教育費、4項幼稚園費、1目幼稚園費1億1,643万9,000円、前年比1,826万円の増
加の主な理由でございますが、職員人件費で、会計年度任用職員の勤勉手当支給による
ものなどでございます。

なお、ひまわり幼稚園では令和6年度から3歳児保育を開始いたします。必要な備品等
は令和5年度中に購入するなど新年度に向けた準備を進めているところでございます。

幼稚園費の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

何か質問ありますか。

富山委員 その3歳児なんですが、募集してみてどうですか。募集始まっていると思うんです
けれども、どれぐらいあるのか教えてください。

学校教育課長 お答えします。

31名の入園を予定しているところでございます。

以上です。

委員長 よろしいですか。

榊原委員 そうすると、来年度に関してはひまわり幼稚園の園児は合計で何名になりますか。

学校教育課長 お答えします。

そのほか、新4歳児、新5歳児合わせまして、およそ104名となる見込みでございます。
以上です。

榊原委員 すみません、そうしましたら、前年比だと増減どちらになりますか。

学校教育課長 お答えします。

令和5年度の4歳児及び5歳児で合計110名程度となりますので、若干の減という形になります。

以上です。

委員長 ほかよろしいですか。

富山委員 それに重ねて、施設的に何名でしたっけ、あれ定員。

学校教育課長 お答えします。

令和5年度現在210名でございます。

富山委員 率直な感想として、やっぱり子供いないんですね、50%というのは。3歳まで増やしたのに、結構大変だなと。分かりました。

委員長 ほかよろしいですか。

(なし)

委員長 では次、9款教育費、6項保健体育費、2目学校給食共同調理場費について説明をお願いします。

学校教育課長 予算書166ページ下段をご覧ください。

9款教育費、6項保健体育費、2目学校給食共同調理場費4億8,145万5,000円、前年比984万6,000円の増加の主な理由でございますが、主に施設の改修、修繕に伴う増減と調理業務の民間委託に伴う増減の2つがございます。まず、施設の改修、修繕による増減につきましては、令和5年度は建物の防水工事を行いました、令和6年度は、予算書167ページをご覧ください。中ほどの給食センター施設管理事業の需用費及び修繕費として残滓処理機、カートイン冷蔵庫の交換修繕を予定しているものでございます。

もう一つは、9月から調理業務を民間に委託することに伴う増減でございます。会計年度任用職員の調理員はそこまでの雇用となるために職員人件費が減額となっております。その一方、予算書168ページをご覧ください。給食センター運営事業の中ほど、委託料、調理業務としまして、調理業務の民間委託開始に伴う委託料を新たに計上してございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

質疑ございますか。

原田委員 給食のほうを民間委託されるということなんですけれども、やっぱり給食って結構異物混入とか、そういったところの審査がかなり厳しいといいますが、すごく厳しい中でやっているところと思うんですけれども、そういった面、民間に委託された際にチェックといいますが、そういったことってどのようにお考えかなということを教えていただきたいです。

学校教育課長 お答えします。

今回委託する調理業務でございますが、調理につきましては民間の従業員となります。

その一方で、栄養士、栄養教諭、また所長等の事務職につきましてはこれまでどおり市の職員あるいは県費負担教職員のほうで対応することになりますので、そちらのチェック体制については現状どおりの体制を維持して運営のほう進めてまいります。

以上です。

副委員長 端的に、民間に調理を業務発注するとなるとプラスマイナスはどうなんですか。要するに、雇用の減と委託の費用でいいんですかね。

学校教育課長 お答えします。

委員 おっしゃるとおり、増額の傾向になってございます。これまでの予算と比べて1.2倍ほどの増になっているところでございます。

以上です。

副委員長 具体的に幾らが幾らになるんだという話は聞けませんか。

学校教育課長 お答えします。

今回は9月からとなりますので変則的な形になりますが、1年当たりの額で言いますと、今回契約する額が1億680万円程度でございます。これに対して、削減が見込まれる額が8,800万円程度となりますので、約1,900万円程度の増額、約1.2倍というのはこちらの数字でございます。

以上です。

富山委員 167ページ、薬剤師設置事業とありますよね。栄養士設置なら分かるんですけども、薬剤師が必要な理由というのはどういうことでしょうか。

学校教育課長補佐 お答えいたします。

調理場内における衛生面において指導や助言をいただきますので薬剤師を配置しているものです。

以上です。

委員長 よろしいですか。

原田委員 先ほど花島副委員長からの質問でありました予算額を1.2倍に増額されるということなんですけれども、その中で民間に委託するメリットというのはどういったところなんでしょうか。

学校教育課長 お答えします。

調理業務の民間委託の一番のメリットは、安定的な給食の提供、すなわち調理員の確保だと考えています。民間委託をすることによって調理業務の繁忙期、また一定の人数を確保することによりまして行うことができるように取り組むことができるというふうに考えています。

原田委員 ということは、今現状でいきますとなかなか調理員の確保というのがかなり難しい、厳しい状態ということでよろしいでしょうか。

学校教育課長 おっしゃるとおりです。時期によりましては調理員の確保が困難な状態、調理

員が欠員になる状態が起こる際もございますので、民間委託をすることによりましてそのような状態がなく、民間のほうで調理員を確保することができるようになるというふうに考えています。

以上です。

原田委員 うちの母も調理員をやっておりましたもので、やっぱりうちの実家のほうも調理員不足というのがあるんですけども、根本的な原因といたしますか、何で調理員が不足してしまうんだろなみたいな、そういう原因ってどういったことが考えられるかありますか。

学校教育課長 お答えします。

こちらにつきましては、一般的に人材不足、こちらのほうが影響しているものと考えています。

以上です。

原田委員 今ちょっと話して気づいたんですけども、民間委託することによって給料の面で、今よりも上がることによってそれで人材が確保できるみたいな、そういった考え方でよろしいですか。

学校教育課長 お答えします。

確かに民間ですとその企業が給与を決めることになりますので、那珂市で定めている額とは異なる額になろうか思います。

以上です。

原田委員 ありがとうございます。

またちょっと違う質問になるんですけども、現在給食のごはんとパン、麺などの割合、火曜日はパンで木曜日は麺でみたいな、そういった割合というのはどのような状況か分かりますか。

学校給食センター所長補佐 給食センターの津賀と申します。お答えいたします。

現在ですと、ご飯とパンと麺を提供しておりまして、ご飯のほうが週約2.94回、それからパンのほうは1.17回、麺のほうは、木曜日に主に提供しているんですが、0.89というような回になっておりまして、一番多いのはご飯になっております。約週3回というような捉え方です。

委員長 ほかありませんか。

榊原委員 すみません、これ委託先はもう具体的には決まりましたか。

学校教育課長 お答えします。

既に契約を済ませております。株式会社東洋食品、本社が東京都台東区でございます。

榊原委員 そうすると、会計年度任用職員って市との雇用が終わっちゃった後というのはどういう形になるのか。

学校教育課長 お答えします。

今回、委託の条件としまして、希望する調理員につきましては継続の希望をお願いするというのを仕様に入れてございます。ただいま希望している調理員につきましては、全員雇用が継続される方向で進めているところでございます。

榊原委員 正規の職員の配置換えは、大体はもう済んだ感じですか。

学校教育課長 お答えします。

正規職員の配置換えにつきましては、調理業務が終了する9月から任用替えを行いまして、現在の調理員から変更になることを予定してございます。

以上です。

榊原委員 ありがとうございます。

副委員長 質問ですけれども、人手、調理員の人材不足というか、雇用が確保できないからという話でしたが、それを言う前に処遇を上げるということを具体的に検討したでしょうか。

学校教育課長 お答えします。

給与につきましては総務課の所管でございます。

委員長 再度、課長、答弁求めます。

教育部長 お答えします。

処遇改善で人材不足を補う、求人に対応できるということは一つの案かと思いますが、私どもについて、この民営化を進める大前提の条件が正規の調理員の採用がもう既になされていない。定年を迎えるところでもう調理員自体がいなくなるという大前提がありました。なので、民営化というのは行革の中の一つの要件になっていましたので、淡々と進めていたということです。求人で確保するという考えは、民営化に関してはそもそもございませんでした。

以上です。

副委員長 それはそういうことなんでしょうが、そもそも先ほど言ったような処遇を変えて新たな人材を雇用するということを考えなかったことになりますよね。要するに、端的に言えば、公務員の中の会計年度任用職員なり正職員なりの処遇はこれこれだという枠があって、職種によって違うんでしょうが、その枠に捉われているから高い処遇、よりよい処遇で必要な人材を求めるということができないんじゃないかと思うんですが、違うんですか。

副市長 ありがとうございます。

花島副委員長のほうからは放課後児童の関係でも同じようなご質問を頂戴して、委員のおっしゃることはもちろんだと思っています。ただ、会計年度任用職員というのは、ご承知のとおり、地方公務員法の中で一定の基準の中で動いているものですから、正職員との比較の中で給与を定めてやっています。そういった関係で、なかなかここだけ上げるとかというのは非常に難しいというのが実態だと思っております。

もう一つ、民間委託ということを進めているというのは、そもそも論があると思っています。特に昨今の人材不足、人手不足、世の中全体の人手不足の中で、学校は学校で人を抱える、民間は民間で人を抱えるという人の取り合いというのが非常に厳しくなっているんだと思っています。そういう意味では、民間で活躍できる人をもっと増やして民間の活躍の場を広げていくことで民間を育てるというのが官民の役割分担だと思っています。

また、ある給食提供事業者のほうから話を聞いたんですけれども、こちらの学校現場ですともう限られた時間で、例えばあなたは4時間働いてくださいよということになるけれども、ある民間事業者にお話を聞いたところ、うちであれば、例えばほかの場で働くこともできる。要するに、4時間はこちらで働いて、残りの4時間はこちらで働いてフルで勤務をさせるという、そういう手立てもできるんですよという話もお伺いしました。そういう意味では、そういった柔軟性を持って、学校現場だけで就労させるのではなくて、幅広い就労の場ができるということで雇用の正職員としての形が取れるとか、そういった柔軟性が取れるのかなと思っています。

そういったものをひっくるめて、民間委託というのはやっぱりこれから、特に人手がなくなる中で重要な視点かなというふうには考えてございます。花島副委員長のおっしゃる人件費のそもそもの給与を上げるというのは、我々正職員の、公務員の今人材難も含めて、大きな課題だとは認識しております。

すみません、以上です。

副委員長 ちょっと考え方がずれているというか、共通認識の部分はあるんだけど、ずれていると思っています。賛成はなかなかできないですが、この件についてはこのままこれまでも進めてきたのでしようがないとは思いますが、将来のことを考えたら、やっぱりこういう在り方を考え直すべきかなと思います。一応総務省だのいろんなところから指導みたいなものがあるというのは承知していますけれども、やっぱりそれに捉われたらそれこそいい人材を確保できないということにつながると思うんです。だから、この件だけじゃなくて、人事管理の本質的な問題になると思います。よく検討していただきたいと思います。

以上です。

鈴木委員 先ほど副市長のほうから、東京に本社がある会社で、何時間かは給食センターで働いて、あと何時間かは別のところだというのは効率的に働いたりとか給料を得るためにはいいことだと思うんですけれども、実際に今回委託された会社というのは東京に本社があるということなんですけれども、那珂市にもそういったほかの施設というものがあるということですか。

学校教育課長 お答えします。

那珂市で、この業者で委託して行う施設は給食センターのみになる見込みでございます

が、近隣の市町村でも契約をしている業者でございます。茨城県内では土浦市に営業所を持っている会社でございます。

以上です。

鈴木委員 近隣でといっても土浦市で、では何曜日には那珂市で働いて、別な時間には土浦市で働くというのは現実的じゃないような気がするんですが、そのような観点では選んでいないということですか。

学校教育課長 営業所は土浦市にございますが、県内で14カ所の委託を請け負っている業者でございますので、近隣市町村にもございます。

以上です。

鈴木委員 では、今働いていらっしゃる方というのはいろんなところで働くというのを想定してということですか。

教育部長 すみません、先ほど副市長が言ってくださったのは民間に委託するとそういう流動的な働き方もできるという一つの提案で紹介してくださったものです。私どものこの給食センターの職員がそういう働き方するということではございません。

鈴木委員 では、先ほど民間委託することのメリットというのに関しては、そういった観点は無いということですか。

教育部長 働き方を選ぶのはあくまでの従業員だと思うんです。そういう希望される方について、今回委託する事業者がその流動性を考慮して、また働き方を勘案してそのような対応はするかもしれませんが、私どもの契約の中でそこまで求めているものではありませんし、そこはいわゆる民間の柔軟性を持った、そういうことも考えられるという、雇用される側の、そこら辺のマッチングは其中でなされると理解しております。

以上です。

原田委員 2点お伺いしたいんですけども、1点目はやっぱり民間委託されたときに異物混入であったりとか食中毒であったりとか、そういった問題が起きた際の責任の所在、これをちょっとお伺いしたいのと、あともう1点は、委託先の業者、企業が倒産とかした場合、そういったときは給食センターの運営のほう、どのように対処されるのかなというのをお伺いしたいです。

学校教育課長 お答えします。

万一食中毒等の事故が発生した場合でございますが、責任は教育委員会で負うことになります。発注者である教育委員会が負うことになります。

もう一つの倒産するリスクでございますが、こちらにつきましては、実際に運営が始まるまでに保障となる会社を1社選んでいただくことを仕様に求めています。そちらに引き継いで業務を継続することができるよう準備を進めているところ、万一の際にはできるよう準備をしているところでございます。

委員長 よろしいですか。

鈴木委員 ちょっと戻るんですが、166ページで前年度の比較が施設改修と民間委託料ということなんですけれども、今物価が上がっていると思うんですが、お野菜の値段だったりとかいろんなものが。その分のものというのは入っていないということですか。

学校教育課長 お答えします。

賄い材料費につきましては給食費の見合いのものとして対応してございますので、現在の児童生徒数、教員数の見込額に応じて額を積算しているものでございます。

以上です。

委員長 では、よろしいですか。

学校教育課長補佐 もしよろしければ、先ほど学校教育課で回答した中で説明が不十分で誤ってお伝えしてしまったところがあるかと思いますので、今から補足の説明をさせていただいてもよろしいですか。

委員長 はい、ではお願いします。

学校教育課長補佐 内容は、ひまわり幼稚園の人数の件でございます。今現在210名というのは間違いではございません。ただ、この4月から3歳児保育が始まるのに併せまして、4歳児や5歳児などの定員、人数とかクラス数とか、そういったものも併せて見直しを行いました。ですので、今現在は210人で定員は設定しておりますが、4月からは3歳児を15人のクラスを2つ、それから4歳児、5歳児は25人のクラスを2つずつ、ですので合わせて130人という規模で実施をいたします。

以上です。

鈴木委員 それは1人に対するケアというか、そういったものを充実させるということで減らしたということではよろしかったですか。

学校教育課長補佐 まず目的は、やはり先ほどもありましたような、そもそもの園児の人数というところがございます。なので、適正な、現状に合わせた数字に見直したということです。

委員長 以上で、学校教育課所管部分を終了します。

暫時休憩します。執行部は入れ替えをお願いします。

休憩（午前11時15分）

再開（午前11時25分）

委員長 それでは、再開します。

生涯学習課が出席をしました。

続きまして、議案第19号 令和6年度那珂市一般会計予算（生涯学習課所管部分）を議題といたします。

最初に、9款教育費、1項教育総務費、3目教育指導費、ここについてはコミュニティ・スクール推進事業のみについて説明を求めます。

生涯学習課長 生涯学習課長の綿引です。ほか関係職員10名が出席しております。よろしく

お願いします。

着座にて説明させていただきます。

予算書及び主要事業説明書により説明いたします。予算書につきましては139ページからとなります。また、主要事業説明書につきましては122ページから128ページとなります。

予算書139ページをご覧ください。

款、項、目、予算額の順に読み上げます。

9款教育費、1項教育総務費、3目教育指導費、教育総務費のうち生涯学習課所管分ですが、下段になります。

コミュニティスクール推進事業18万5,000円、1万円の増です。学校運営協議会の運営に必要な経費で、報償費や消耗品、保険料の予算です。

教育総務費については以上です。よろしくお願いします。

委員長 説明が終わりました。

1項目ですね、質疑ありませんか。

(なし)

委員長 ないようですので、次にまいります。

9款教育費、5項社会教育費、1目社会教育総務費、2目公民館費、3目青少年対策費、4目歴史民俗資料館費、5目文化財保護費、6目市史編さん費、7目図書館費について説明を求めます。

生涯学習課長 続きまして、155ページをご覧ください。

中段になります。

9款教育費、5項社会教育費、1目社会教育総務費2億1,261万8,000円、2,329万5,000円の増です。こちらの予算は、主に社会教育委員会議開催に関する経費や家庭教育学級開設に関する経費、二十歳の集い開催に関する経費です。増額の主な理由は、人件費の増によるものです。

次に、157ページをご覧ください。

中段になります。

2目公民館費8,896万8,000円、634万1,000円の増です。こちらは、中央公民館管理運営に関する予算です。増額の主な理由は、職員人件費の増と学級講座開設事業の講座数を16講座から20講座にすることによる講師謝礼の増によるものです。

次に、159ページをご覧ください。

下段になります。

3目青少年対策費634万6,000円、1万9,000円の減です。こちらは、青少年相談員の設置やふるさと教室開設などの予算になります。

次に、160ページ下段をご覧ください。

4 目歴史民俗資料館費4,201万円、5,012万7,000円の減です。こちらは、歴史民俗資料館管理運営に関する予算や特別展開催に関する予算を計上しております。減額の主な理由は、161ページ中段の歴史民俗資料館事業で、空調設備改修や屋上屋根防水改修工事完了に伴う減によるものです。

次に、162ページをご覧ください。

中段になります。

5 目文化財保護費1,656万6,000円、490万1,000円の減です。こちらは、主に文化財保護審議会の運営費や額田城跡の維持管理費などに関する予算を計上しています。減額の主な理由は、下段、額田城跡整備事業で、令和5年度から令和8年度まで試掘確認調査を実施するに当たり、令和6年度は額田城二の丸の測量をする予定ですが、令和5年度の測量をした額田城本丸の面積と比較すると約半分の面積になるため、委託料の減によるものです。

続きまして、163ページをご覧ください。

上段になります。

6 目市史編さん費830万円、773万2,000円の増になります。こちらは、市史編さん調査等に必要の予算を計上しています。予算増額の主な理由は、令和6年度に地史編を発行するため、委託料の増によるものです。

続きまして、下段、7 目図書館費9,464万8,000円、1,023万4,000円の増です。こちらは、図書館の管理に伴う経費や図書館のシステム、賃借料や図書館資料の購入費などの予算を計上しております。増額の主な理由は、図書館管理事業で、開架スペース天窓の修繕や照明制御盤の改修工事に伴う増によるものです。

5 項社会教育費については以上でございます。よろしく申し上げます。

委員長 説明が終わりました。

質疑ございませんか。

副委員長 2 つ質問あるんですが、1 つずついきます。

まず、中央公民館の学級講座の数を増やすというお話でしたが、具体的にどういう講座をどういうふうに増やすというプランニングはできているのでしょうか。

中央公民館長 4 講座増やすんですけれども、まずスマホ講座、こちらとヨガ講座、こちらと、あとチアダンス講座とボクササイズ講座、こちらになります。

副委員長 最後は何とおっしゃいましたか。

中央公民館長 ボクササイズ講座です。ボクシングスタイルのエクササイズです。

副委員長 次の質問ですが、額田城跡の不法投棄物の処分というのがあるんですが、ページ数で言うと162ページの一番下のところじゃなくて、その先にあって163ページの一番上の文化財保護費の中の一番下、不法投棄廃棄物除去なんですけど、私もあそこに行って不法投棄物があるというのを見ているんですが、この費用で一通り片づくのでしょうか。

歴史民俗資料館長 こちらのほうは、2万4,000円ということで計上させていただいております。物によりまして、テレビ等の軽微なものであれば十分賄えるような金額で計上しておりますが、委員がおっしゃるように、物によってまた別途追加の対応になると思います。

以上です。

副委員長 最後の語尾が分からなかったんですが、ある量はやるけれども全部片づくという予算設定ではないということでしょうか。

歴史民俗資料館長 まず物にもよると思うんですけれども、この間もちょっとテレビの不法投棄がありまして、それについてはこちらのほうで処分をさせていただいております。

以上です。

鈴木委員 市史編さん費なんですけれども、どのような事業で、どこへの委託とかというのはもう決まっていらっしゃるのでしょうか。

歴史民俗資料館長 こちらは、主な内容としましては地史編といいまして、那珂市の大字ごとに地域に関する歴史や旧跡、物産、人文等についての記述を行うような内容になっておりまして、現在、各委員の方が編さん、作成をしておる状況です。次年度につきましては、今後委託ということで業者を選定しまして、入札により決定させていただきたいと思っています。

以上です。

委員長 ほかありますか。

(なし)

委員長 ないようですので、次に進みます。

9款教育費、6項保健体育費、1目保健体育総務費、3目体育施設費、4目総合公園費について説明をお願いします。

生涯学習課長 続きまして、165ページをご覧ください。

中段になります。

9款教育費、6項保健体育費のうち生涯学習課所管分の説明をいたします。

1目保健体育総務費2,643万1,000円、390万1,000円の増です。こちらは、スポーツ推進委員設置に関する経費やスポーツ教室開設などの予算を計上しております。増額の主な理由は、166ページ上段にありますスポーツ教室開設事業で、令和5年度は熱源設備の更新の影響で後期の教室開設回数が例年の半分だったものを例年の開催回数に戻すことから、講師謝礼の報酬や委託料が増額になったことによるものです。

次に、168ページをご覧ください。

下段になります。

3目体育施設費2,040万1,000円、26万9,000円の増になります。こちらは、スポーツ推進室が管理する市内各体育施設の管理費の予算になります。増額の主な理由は、LED

照明のリース料の計上によるものです。

続きまして、169ページをご覧ください。

下段になります。

4目総合公園費2億210万8,000円、1億357万4,000円の減になります。こちらは、那珂総合公園管理運営に関する予算です。減額の主な理由ですが、171ページ上段の総合公園施設改修事業で、熱源設備の改修工事が令和5年度で完了したため減額となっております。

6項保健体育費については以上でございます。よろしくお願いします。

委員長 説明が終わりました。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑はないようですので、質疑を終結します。

以上で生涯学習課所管部分を終了といたします。

暫時休憩します。執行部は入替えをお願いします。

休憩（午前11時40分）

再開（午前11時41分）

委員長 では、再開いたします。

健康推進課が出席しました。

議案第19号 令和6年度那珂市一般会計予算（健康推進課所管部分）について議題といたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、2目予防費、予防費については未熟児療育医療給付事業を除いたものです。3目健康増進事業費について説明をお願いします。

健康推進課長 健康推進課長の玉川です。ほか4名が出席をしております。よろしくお願いいたします。

委員長 お願いします。

健康推進課長 着座にて失礼いたします。

それでは、予算書92ページをお開きください。主要事業説明書につきましては70ページから74ページまでが健康推進課所管事業となっております。

それでは、予算書のほうをご覧ください。

款、項、目、予算額の順にご説明をいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、本年度予算額3億904万2,000円でございます。前年度と比較しまして1,001万1,000円の増額となっております。こちらは、職員人件費のほか、休日診療委託事業、総合保健福祉センター運営に係ります総合保健福祉センター管理事業、二次救急医療施設への運営費補助に係ります負担金等、そ

ういったもののいろいろな事業予算となっております。

続きまして、予算書93ページをご覧ください。

下段になります。

2目予防費、本年度予算額2億612万2,000円でございます。前年度と比較をしまして3,113万5,000円の減額となっております。こちらは、予防接種事業、妊産婦や乳幼児の健康診査健康相談事業、妊活医療費助成事業、緊急風疹抗体検査等事業がございます。ここで、新型コロナウイルスワクチン接種につきまして、先ほどご質問もございましたけれども、本来であれば予防接種事業のほうに、定期予防接種の取扱いとなりますので予防接種事業のところに予算を計上するところではありますが、現時点でワクチン代ですとか委託料等の詳細が決まっておりませんので、当初予算のほうでの計上はしておりません。今後、詳細が決まりましたら、6年度に入りまして補正予算等で計上をしていく予定であります。よろしくお願いいたします。

ここで、妊活医療費助成事業についてご説明をさせていただきます。主要事業説明書73ページになりますので、ご覧ください。

妊活医療費助成事業につきましては、不妊や不育症に悩む夫婦に対しまして、不妊治療及び不育症の検査、治療に要する医療保険適用外の費用の一部を助成しまして経済的負担の軽減を図るものとなっております。この事業のうち、不妊治療費助成につきましては、今年度、令和5年度まで茨城県が実施してきました特定不妊治療費の一部助成に市が上乗せ助成をするという形で実施をまいりました。令和4年4月から特定不妊治療に係る治療費が保険適用になったことに伴いまして、経過措置として今年度まで実施をまいりました県の助成制度が終了となることを受けまして、市の助成も終了をすると、そういう予定でありまして、保険適用が始まる当時の定例会の予算委員会のほうでもそういったご説明をさせていただいております。しかしながら、特定不妊治療に係る治療に関しまして、全てが保険適用になっているわけではないという状況がここ2年を通していろいろ分かってきていることから、市としては保険適用外の特定不妊治療に係る治療費のうち、一部になりますけれども、助成を引き続き実施していくことといたしましたので、今回予算のほうに計上させていただいております。

続きまして、予算書96ページをご覧ください。

下段になります。

3目健康増進事業費、本年度予算額5,466万円でございます。前年度と比較しまして113万8,000円の増額となっております。こちらは、疾病の早期発見や健康の保持増進を図るための各種健診事業、がん検診事業等がございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

質疑ございませんか。

富山委員 せっかくなんで聞かせていただきます。不妊治療の助成の事業、これ1回当たり限度額が7万5,000円ということなんですけれども、私分らないんですけれども、これだけのくらいの費用ってというのが1回にかかって、7万5,000円というお金が妥当な金額なのかどうかというのをちょっと教えていただきたいなと。

健康推進課長 特定不妊治療につきましては、治療の方法によっても様々金額が変わってきております。高い方は1回に100万円かかる方もいらっしゃいます。治療方法によっては30万円程度だったり20万円程度、60万円と様々になっております。今回、保険適用になってある程度一律で医療費が決まりました。引き続き市のほうで特定不妊治療の保険適用外の補助のところの金額をどうするかと、これは以前上乘せ助成をしていた段階での金額ですので、その金額をそのままにするのか新たにもう少し増額をするのか減らすのか、そのあたりの検討をさせていただいた中で、近隣を見ればもう少し高いところもあります。また低いところもあります。ですので、まずは同じ金額でスタートをしていこうということで7万5,000円という金額にしてあります。

以上です。

富山委員 その7万5,000円、大変ありがたいことだと思うんですけれども、7万5,000円も。これ、生涯において1回きりの7万5,000円なのか、うまく妊娠できればそこでいいのかもしれないんですけれども、年に1回頂けるのかどうか。

健康推進課長 回数につきましては、今回は制限を持っておりません。以前県の制度の中でやっていたときには6回までという形で制限をさせていただいておりました。年齢的には43歳未満ということで、妊娠の可能性を見る中で科学的に言われている年齢のほうは根拠とさせていただいておりますが、この市独自の補助を出すという形になりましたは回数の制限は持っておりませんので、1回でうまくいく方、2回、3回とチャレンジしたいという方にとっても、少しでもその援助ができればと思っております。

以上です。

委員長 ちょっと1件、私のほうから。

先ほど県の助成額がなくなったので、代わりに市のほうでこの助成、7万5,000円を実施していくんですよという説明があったかと思うんですが、それは、県のほうではもうなくなるんですか、助成額が。

健康推進課長 県のほうは、もともと経過措置として今年度まで助成をするという制度設計でおりました。来年度以降どうするのかという確認をさせていただいておりますが、来年度以降、県のほうでは予定がないというお話は聞いております。

以上です。

委員長 分かりました。ということは、市としては来年度以降も当面続けるということで理解してよろしいわけですね、了解しました。

鈴木委員 不育症の治療費なんですけれども、こちら年度の限度額が5万円ということなんで

すけれども、こちらというのは適正額なのでしょうか。かなり高い治療費になるのではないかと思うんですけれども、ほかの市とかというのは、近隣はいかがになっていますか。

健康推進課長 不育症につきましても様々な検査、治療がございますので、治療費に関しては5万円で十分かと言われると、そうではない部分はあるかとは思いますが。ただ、この制度設計をするに当たって近隣のほう調査をしております。その中ではほぼほぼ5万円の助成、不育症に関しましては5万円の助成ということの市町村が多いということです。市としましては5万円という形にさせていただいております。

委員長 ほかないですか。

(なし)

委員長 では、質疑を終結します。

以上で健康推進課所管部分を終了といたします。

暫時休憩いたします。執行部は入替えをお願いいたします。

それでは、暫時休憩ということでしたので、再開を午後1時といたします。また午後からよろしくお願いします。

休憩（午前11時52分）

再開（午後1時00分）

委員長 それでは、再開します。

社会福祉課が出席しました。

議案第19号 令和6年度那珂市一般会計予算（社会福祉課所管部分）について議題といたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、国民健康保険特別会計繰出金、外国人高齢者及び重度障害者福祉手当支給事業を除きます。3目障害福祉費について説明をお願いします。

社会福祉課長 社会福祉課長の高安です。ほか3名が出席しております。よろしくお願いいたします。

委員長 お願いします。

社会福祉課長 着座にて説明させていただきます。失礼いたします。

それでは、予算書につきましては72ページから、主要事業説明書は44ページからとなっております。

款、項、目、予算額の順にご説明させていただきます。

まず、予算書72ページを、また主要事業説明書につきましては45ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、予算額8億4,769万円、このうち72ページ中段にございます職員人件費及び先ほど委員長のほうからお話がございました

73ページ下から2段目にございます外国人高齢者及び重度障害者福祉手当支給事業並びにその下の段にございます国民健康保険特別会計繰出金の3事業を除く8事業が社会福祉課の所管となり、その予算総額につきましては8,849万7,000円となっております。主な事業といたしましては、包括的支援体制整備事業となっております。この事業につきましては、令和3年に改正されました社会福祉法において重層的支援体制の構築が新たに明記されたことにより、本市においても令和5年度からこの重層的支援体制の構築に取り組んでおります。その中での中核的事业となっております。

続きまして、予算書75ページをお開きください。下段です。主要事業説明書につきましては46ページ、47ページとなっております。

3目障害福祉費17億3,159万4,000円。主な事業といたしましては、障がいのある方に各種サービスを提供する障害福祉サービス給付事業、また地域生活支援事業となっております。

説明につきましては以上になります。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

質疑ございませんか。

原田委員 76ページのタクシー利用助成事業というのはどういった事業かというのをお願いいたします。

社会福祉課長 こちらにつきましては、障がいのある方、また介護が必要な方につきまして、医療機関等の通院に対しましてタクシーの助成券を行う事業となっております。

以上になります。

原田委員 その医療機関というのは市外のところも可能ということよろしいですか。

社会福祉課長 はい、大丈夫です。上限が1回の乗車につき1,200円までという形にはなっているんですけども、費用的にはちょっと少額であるかも分かりませんが、市外の病院に行くに当たってもお使いいただけるものになってございます。

以上になります。

委員長 ほか。

鈴木委員 45ページの、主要事業説明書のほうなんですけれども、多機関協働事業というのはどのようなことを行っているんでしょうか。どの機関がどのようなことを行っているんでしょうか。

社会福祉課長 多機関協働事業につきましては、複雑化、複合化した福祉問題を解決するためにたくさんの機関、例えば市の課で言えば健康推進課であったりとか介護長寿課であったりとか、そういうそれぞれの縦割りに分かれていた部署と、それからその地区の包括であったりとかそれぞれにある福祉事業所的なところ、そういったところが合わさって1つの問題を解決していくというふうな、そういうふうな機関、協働事業といいますか、事業になっています。

鈴木委員 市役所の担当の課とほかの施設などの事業所、あとは医療施設なども入っていらっしゃるんですか、それは市内のことですか。

社会福祉課長 市内になってございます。

鈴木委員 市内の介護施設だったりとか病院、クリニックなども含めてということでしょうか。

社会福祉課長 病院等につきましては、那珂医師会であったりとか、三医師会のほうと連携を組んだ形になってございますし、あと福祉施設のほうとも連携を取った形になって、対象になられる方の状況によって、それぞれの関わる部署に来ていただいて支援介護を行うというような内容になっているものが多機関協働事業になってございます。

以上になります。

鈴木委員 会を行うということですが、何か勉強会を行うというようなことですか。それともカンファレンス的な、この方に対してどういうふうにケアを進めるかというようなことに関してですか。

社会福祉課長 まずは支援会議的なところで、その問題等の、課題のあぶり出しであったりとかそういったところから始まりますけれども、その解決に向けた会議を行っていくような形になってございます。

以上になります。

鈴木委員 今までも行っていたということなんですけれども、見直しだったりとかこのままのやり方でいいのかですとか、そういったことはどのようにお考えになっていますか。

社会福祉課長 その都度その都度、その中から出てきた課題についてはその中で検討している状況になってございます。ただ、まずはそのケースに対しての解決策といった部分で行われている状況ですので、まずはそこを一つの目標として行っている事業でございます。

以上になります。

鈴木委員 ケースに対しての解決策というのがメインということですか。ありがとうございます。

委員長 ほかによろしいですか。

富山委員 行旅死病人取扱事務費って、これどういう事務費なのかお願いします。

委員長 73ページね。

社会福祉課長 こちらの事業につきましては、身元不明といいますか、旅行されていていらっしゃる方が病気になってしまったりとか、もしくは亡くなってしまったような場合に、市町村としてその病気になられたり亡くなられた場所の市町村がその方をケアするというような事業になってございます。

以上になります。

富山委員 そんなには多くないと思うんですけれども、これ使われたケースってほとんどないですよ。

社会福祉課長 ここ10年ぐらいはないんですけれども、実績上ないんですけれども、ただ、以

前は結構ありまして、川岸でお亡くなりになられていた方なんかを喪に服したりとか、そういうことはさせていただいております。喪に服す、そういう形をさせていただいている状況というのはございました。今までの中で、私は3件ほど、30年の間の中で行っております。

以上です。

委員長 ほか。

鈴木委員 主要事業説明書の46ページなんですけれども、こちら精神疾患をお持ちの方を含めてのサービス給付ということでよろしかったですか。

社会福祉課長 委員おっしゃるとおりです。

鈴木委員 今グループホームなども那珂市のほうにとっても多く建てられていると思うんですけれども、その管理というか、民間の方が多いと思うんですけれども、働いている方だったりとかという方への勉強会だったりとか、そういったことというのは多職種連携の中には入らないのでしょうか。

社会福祉課長 恐れ入ります。こちらで把握している状況の中ではそういった部分についてはないです。

鈴木委員 先ほど医療と介護施設という連携をされていらっしゃるということだったんですけれども、そういった施設に入るような方ではなくて、グループホームがかなり建てられている中で、そういった多職種連携の中に精神疾患をお持ちの方をケアする施設への連携というのは今後考えていらっしゃるのでしょうか、ちょっとお考えをお聞きしてよろしいですか。

社会福祉課長 現在のところで申しますと、そういった研修的なもの、そういったものについては考えてはいないんですけれども、今後必要になってくる状況があれば、その都度の中で考えていくような形になるのかなというふうには考えてございます。

以上になります。

原田委員 既にもしかしてお伺い、聞き逃してしまったのかもしれないんですけれども、高齢福祉費のほうで、高齢福祉費のところも大丈夫ですかね、違いました。ごめんなさい。すみません、失礼しました。

委員長 ほかよろしいですか。

富山委員 78ページ、これ障害者差別解消推進事業で点字プリンターの保守とございますが、現在市役所において手話ができる方というのは誰かおられるんですか。

社会福祉課長 職員で、市のほうで養成講座のほうを行っている状況ではあるんですけれども、その中に元市の職員だったものが2名おりました。また、大変言いづらいところではございますが、私も少々できます。

以上です。

富山委員 できれば、業務の中に入っているのかそうでないのか微妙な部分かもしれませんが、

そういう方に教わりながら、少しコミュニケーションが取れる程度でも結構ですので、そういうのできる方がおられるとありがたいなと、お願いなんです、ひとつよろしく願いいたします。

委員長 では、ほかよろしいですか。

(なし)

委員長 では、障害福祉費まで終結をいたします。

次、3款民生費、3項生活保護費、1目生活保護総務費、2目扶助費について説明をお願いします。

社会福祉課長 続きまして、予算書90ページをお開きください。

中段になります。

3款民生費、3項生活保護費、1目生活保護総務費8,419万1,000円。主要事業説明書につきましては48ページになります。予算書90ページをお開きいただいて、主要事業説明書については48ページとなります。

3款民生費、3項生活保護費、1目生活保護総務費8,419万1,000円となります。このうち職員人件費を除く2事業が社会福祉課の所管となります。その予算総額につきましては3,655万5,000円となっております。

続きまして、91ページのほうをお開きください。

下段になります。

2目扶助費4億9,214万7,000円になります。こちらの予算は、生活保護事務に伴う事務費及び扶助費となっております。

以上になります。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

質疑ありませんか。

鈴木委員 すみません、生活保護費の予算が前年度より減になっている理由をお聞かせください。

社会福祉課長 生活保護扶助費のほうで、総務費のほうですね。

委員長 総務費、トータルで700万円か。

社会福祉課長 こちらにつきましては、医療扶助に行いますオンライン資格確認導入事務というのがございまして、そちらの事務のほうが今年度で終わりましたことに伴っての予算減という形になってございます。

以上になります。

委員長 ほかありませんか。

(なし)

では、ないようですので質疑を終結いたします。

以上で社会福祉課所管部分については終了といたします。

暫時休憩します。執行部は入替えをお願いします。ご苦労様でした。

休憩（午後1時17分）

再開（午後1時18分）

委員長 では、再開します。

こども課が出席しました。

議案第5号 那珂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について執行部より説明を求めます。

こども課長 こども課長の萩野谷です。ほか関係職員9名が出席しております。よろしくお願いいたします。

委員長 お願いします。

こども課長 着座にて失礼いたします。

それでは、議案第5号をご覧ください。

議案第5号 那珂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

那珂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

提案理由ですが、母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令の交付に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準についても一部改正されたため、既存の条例を改正するものです。

次のページ、2ページが改正条文、3ページ及び4ページは新旧対照表になります。後ほどご確認くださいと思います。

続いて、5ページをお開き願います。

改正の概要につきましてはここで説明させていただきます。

改正の理由は、提案理由と同様になっております。

その下、改正本文表の改正条文、第23条及び第53条の条文が該当になります。いずれも省令改正に合わせて改正となるものです。

第23条では、見出しが「掲示」となっていたものが「掲示等」の文言に、こちらは従来の重要事項の書面掲示に加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないこととする文言が加わるため、見出し及び条文を改めるものです。

第53条では、「磁気ディスク、シー・ディー・ロム、その他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」について、技術中立性を明らかにする観点から、媒体の種類を示さない「電磁的記録媒体」に改め、文言の適正化を図るものです。

最後、施行期日ですが、令和6年4月1日から施行とします。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

質疑ございますか。

(なし)

委員長 ないので質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(なし)

委員長 なしということで、討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第5号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第19号 令和6年度那珂市一般会計予算(こども課所管部分)を議題といたします。

3款民生費、1項社会福祉費、6目医療福祉費について説明を求めます。

こども課長 それでは、予算書に基づきましてご説明させていただきます。

款、項、目、予算額の順にご説明いたします。

なお、主要事業説明書につきましては49ページからになります。予算書は79ページをお開き願います。

下段になります。

3款民生費、1項社会福祉費、6目医療福祉費、本年度予算額4億864万9,000円。医療福祉費、いわゆるマル福制度でございます。小児、妊産婦、ひとり親世帯、重度心身障がい者に係る医療費助成制度の事務費及び扶助費でございます。茨城県において4月から重度心身障がい者マル福の拡充を予定しております。令和6年度の当初予算には制度拡充分は含まれておりませんが、前年度と比較して3,308万2,000円の増となっております。

以上です。

委員長 説明が終わりました。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 ないので、次、3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、2目児童措置費、3目保育所費、4目発達相談センター費について説明を求めます。

こども課長 それでは、81ページをお願いいたします。

下段になります。

主要事業説明書は51ページから56ページでございます。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、本年度予算額2億7,469万7,000

円。前年度と比較しまして6,306万8,000円の増額となっております。増額となった主な理由といたしましては、学童保育事業において、現在公設公営で運営している9か所の学童保育所について、本年10月より運営に関して民間事業者へ委託する予算を計上したこと、民間学童保育事業者への補助金が増えたことなど、トータル3,980万8,000円の増額となっております。

続いて、母子・父子自立支援事業において、看護師等就職に有利な資格の取得を目指す者に対する高等職業訓練促進給付金分の扶助費の増でございます。116万6,000円の増額となります。

次に、児童入所施設措置事業でございます。こちらは、DV等により保護の必要な母子を入所させてこれらの者を保護するとともに、それらの自立の促進のためにその生活を支援する事業でございますが、現在3世帯が母子生活支援施設に入所しておりまして、補助単価の見直し等扶助費の増でございます。109万円の増額となります。

続いて、新規事業のこども家庭センター運営事業でございます。児童福祉法等の一部を改正する法律により、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の設立の意義や機能を維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世代、子供へ一体的に相談支援を行う機能を有する機関、「こども家庭センター」の設置に努めることとされたため、令和6年4月よりこども課内にこども家庭センターを設置し、母子保健・児童福祉が一体となった相談支援を実施するものです。主な事業費は、保育士、保健師、助産師等の会計年度任用職員に係る報酬、職員手当及び共済費、児童虐待やヤングケアラーなどの啓発チラシに係る印刷製本費、児童相談システム使用料など、事業費計2,707万3,000円となり、前年度の子ども家庭総合支援拠点運営事業と比較すると2,609万9,000円の増となりますが、実際には、これまで別予算で計上していた人件費やシステム使用料など他費目からの支出付け替えとなっております。

続きまして、84ページの中段になります。

2目児童措置費、本年度予算額24億7,666万9,000円、前年度と比較しまして479万3,000円の減となっております。主な増減事業としまして、まず児童手当支給事業、こちらは少子化の影響で1,200万円の減となっておりますが、政府は2月に少子化対策関連法案を閣議決定、これにより児童手当に関しては所得制限の撤廃、現行のゼロ歳児から中学生までの支給対象を高校生年代へ延長、第三子以降は3万円に倍増とする拡充が令和6年10月分から適用となる予定です。当初予算には反映されていないことから、拡充に伴う予算は補正予算にて対応させていただく予定です。

次に、民間保育所等児童入所事業でございますが、こちらは各施設に施設型給付費を支給することにより子供の健やかな成長のための適切な環境が確保されるというものでございます。全体的に少子化が進む中で、保育園の需要は増加し、幼稚園などへ入所を希望する児童は減少する傾向となっております。令和6年度は委託料2,847万1,000円の減

となります。

続きまして、民間保育所等支援事業でございます。こちらは、民間保育所等の職員の資質の向上、乳幼児の保育業務の充実を図るため民間保育所等に対し補助金を交付する事業でございます。補助基準額の見直し等により271万5,000円の増となります。

85ページをお願いします。

児童扶養手当支給事業でございます。少子化により支給対象となる子供の数が少なくなっており、587万1,000円の減となります。

次に、病児保育事業でございます。こちらは、病児保育事業を実施する事業者に対し補助金を交付するものでございます。利用者の増に伴う補助基準額の増で、204万円の増でございます。

続きまして、民間保育所等整備事業でございます。園舎建築後37年が経過し、老朽化が進む大成学園額田保育園の大規模修繕に対し、補助を行い保育施設の改修をするものです。事業費1,446万6,000円の計上となります。

続いて、保育士就労支援事業でございます。こちらは、民間保育所等の保育士が産休、育休を取得する際の代替職員の雇用に要する経費に対し補助金を支給する事業でございます。次年度については、補助金実績を鑑みて180万円の減となります。

次に、出産・子育て応援給付金事業でございます。全ての妊産婦が安心して出産、子育てができる環境整備を行うため、令和4年度、第2次補正予算で出産・子育て応援交付金を国が創設しました。妊娠届時より妊婦や特にゼロ、2歳児の低年齢期の子育て家庭に寄り添い、出産、育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うことを通じて必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠届出や出産・生出を行った妊婦に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援を一体として実施しております。事業費3,360万円で計上しております。

続きまして、85ページ下段になります。

3目保育所費、本年度予算額2億9,551万2,000円。菅谷保育所と地域子育て支援センターつぼみの管理と運営などに係る予算でございます。前年度と比較しまして1,307万9,000円の増となっております。87ページをお願いします。増額となった主な理由としては、菅谷保育所運営事業において、会計年度任用職員である保育士の報酬、手当及び共済費等が増えたことや、同じく88ページ中段、地域子育て支援センター事業においても同様に会計年度任用職員に係る手当や共済費などが増額しております。

次に、89ページをお願いいたします。

中ほどになります。

4目発達相談センター費、本年度予算額272万4,000円。こちらは、こども発達相談センターすまいるの運営に係る予算でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

質疑ございませんですか。

榊原委員 85ページの民間保育所等整備事業1,446万6,000円は、額田保育園ということですが、具体的に大規模補修事業ということでどういうところですか。

こども課長 今回の改修内容ですが、屋根、外壁の塗装、一部壁もございます。あと、天井の張り替え、補修と門扉を新設、フェンスの交換等に係る予算でございます。

以上でございます。

委員長 そのほかございますか。

榊原委員 基本的には、あの建物自体は那珂市の所有ですか、それとも大成学園の所有ですか。

こども課長 現在、大成学園の所有物ということになってございます。

榊原委員 では、委託ということで市のほうで助成をして、あの建物、大成学園の建物を修繕するという考え方ですね。

こども課長 こちらについては補助ということで、実際の工事等の委託については大成学園が直接業者のほうに発注するという内容でございます。

榊原委員 ありがとうございます。

鈴木委員 ホームスタートについてお聞きしたいんですけども、主要事業説明書の52ページですが、今まで母子保健コーディネーターの方が赤ちゃんの頃から訪問していただいたと思うんですが、それに代わる事業ということでよろしかったでしょうか。

家庭児童相談室長 ホームスタート事業につきましては、今かしま台保育園のほうで事業として実施していただいているもので、こちらは母子保健コーディネーターや市の保健師や、そういった市の職員が訪問する事業に代わるものではございませんで、かしま台保育園のほうでホームスタートの提供会員ということでボランティアを養成しまして、そのボランティアというのは子育て経験のある方が様々な知識を学習されてから、子育てにちょっとした悩みがある方とか、ちょっと家に来てお話を聞いてほしいといった方に対してボランティアで訪問をして、お母様に寄り添ってお話を聞くという事業ですので、今までの市の保健師等の訪問に代わる事業ということではございません。

以上です。

鈴木委員 こちらのボランティアの方と市の方との連携というのはされているのでしょうか。

家庭児童相談室長 先ほど申し上げたボランティアの養成の研修に家庭児童相談室の相談員がお邪魔させていただいて、虐待対応であったりとかそういったことの内容とか、あとは傾聴についてのお話しさせていただく中で、ボランティアのほうから様々なご質問をお受けして交流を図らせていただいている状況でございます。

以上です。

鈴木委員 1人1人の家庭の方のケースというのを相談したりとかということ是可以するんでし

ようか。

家庭児童相談室長 あくまでこのホームスタート事業は、初めての子育てなどに不安を持っているお母さんのところに寄り添うということでボランティアの方が行くということで、専門的な相談に発展しそうな場合は事業者を通じて市にお話を持ってきていただいて、専門の相談員や保健師のほうが対応するという流れになっております。

以上です。

鈴木委員 利用者を通してということですか。利用者が市のほうに直接相談する、任すというようなことでしょうか。

家庭児童相談室長 最近そのような具体的なケースが発生していなかったので現実にそういうことがあればという仮定の話になってしまいますが、利用者から直接お話を持ってきていただくのでも、その方が非常に相談等に困難を抱えているような状況があればご本人のご了解をいただいて私どものほうが直接伺わせていただくということも対応させていただきます。

以上です。

委員長 そのほかございますか。

富山委員 これ、新規事業ですか、こども家庭センター運営事業。新たにこども課内に設置ということなんですが、新たにこども課内で今度家庭相談員、保育士、保健師、助産師、事務職員を入れるイメージで。

家庭児童相談室長 こども家庭センター運営事業につきましては、児童福祉法の改正により国から市町村が設置すべきものとしてうたわれたもので、設置自体は令和6年4月1日からということで、新規事業ということにはなるのですが、その内容自体はそもそも市町村に設置しておりました子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点という機能を1つにしたものとして設置をするというものになりますので、もともといた相談員や保健師や助産師などについては、それぞれの包括支援センターや総合支援拠点で業務を行っていた者が1つのセクションとして業務をするということで、新規に人を雇うという形ではございません。

以上です。

富山委員 何か分かるような分からないような微妙な、子育て支援センターもまたそれであって、微妙にいろいろ、いろんなところにいろんな支援センターが出来上がっちゃって、分かりづらい部分が出てきちゃうんじゃないかなってちょっと思った部分がありまして、今まで既にあるやつが、形としてグループになるみたいなイメージですね、そうすると。

家庭児童相談室長 法改正による設置ということになりますので、今まであった包括支援センターや総合支援拠点というものは名前としてはなくなりまして、こども家庭センターに1つにまとまるという、そういうイメージでお考えいただければと思います。

以上です。

委員長 ほか。

副委員長 予算書の81ページ、学童保育事業についてですが、これは10月から運営を委託するという予算ですよね。それで、結局半年の委託に追加することで大体幾ら余計にかかるんですか。4,000万円ぐらいですか、大体。

こども課長 半年分の委託ということで間違いございません。委託費としては約6,000万円程度を見ております。ただし、以前の部分については会計年度任用職員について、今までどおり報酬とか手当等を支払うことには当然なってきます。

以上です。

副委員長 ちょっとよく分からないんですが、まず最初の前半の半年でかかる会計年度任用職員等、ここに書いてある人数で雇用しますよね。それでかかる費用があって、これは前半の半年分で見えていいんですか。

こども課長 おっしゃるとおりでございます。

副委員長 そうすると、差額を見るときにどことこの差を見ればいいんですか。つまり、前半の半年と後半の半年で、指導員の確保に関わる費用と見ていいと思うんだけど、その金額の差というのはどういう計算で分かるんですか。82ページの委託料というところに警備、除草は別にして、運營業務というので6,040万円ありますよね。それと、その前のページの会計年度任用職員報酬、12人、73人という、この足し算と引き算すれば差額が出るという考えでいいんですか。

こども課長 はい、そうです。

副委員長 半年、大体一緒ですもんね日数は。

こども課長 今花島副委員長おっしゃったとおりでございます。委託料の6,040万円が今度、半年間の保育所の運営に必要な、民間事業者へ予定している業務の委託費でございます。前段の学童保育事業の報酬、職員手当、共済費等については年度前半に係る会計年度任用職員についての報酬等になってございます。

以上です。

委員長 では、そのほか。

鈴木委員 89ページのこども発達相談センター運営事業なんですけれども、言語聴覚士と作業療法士の方を派遣されていると思うんですけれども、詳細を教えてください。

こども発達相談センター長 言語聴覚士につきましては、月1回、これは委託で病院のほうにお願いしているんですが、日製ひたちなか総合病院から1名派遣ということで、作業療法士につきましては、志村大宮病院から月2回ですが、2名派遣をいただいて療育のほうに当たっているところです。

鈴木委員 どのような方が受けているかとかというのは、担当の方と連携が取れているのでしょうか。

こども発達相談センター長 まず、療育をやっていますので、その中で言葉の相談が一番多い

んですが、言語聴覚士のほうの診断を受けたほうがいいというケースで年に何回かお願いするというパターンです。通常の療育の中でも発音とか口の動きなんかはやっております。その中で、保護者も一緒に来ておりますので、言語聴覚士とか専門に相談しましょうということでした承を取りましてやっております。作業療法士につきましては、粗大とか微細運動といって、手の運動とかジャンプしたりとかそういう運動もやっているんですけども、体の使い方について、作業療法士の指導を受けたほうがいいというケースについて、保護者のほうの了解を得て紹介しているという形でございます。

鈴木委員 どのような方がどのようなケアを受けているかということ把握されて、その保護者の方の満足度だったりとかそういったことはこの月1回お一人ということで妥当だとお考えでしょうか。

こども発達相談センター長 療育の方、数のほうは月一人というわけではなく、言語聴覚士でしたら大体、通常は4人なんですけど、6人ぐらいまでは対応できるということで、作業療法士については月四、五人以上は対応できるんですが、作業療法士のほうは今希望が少ないという状況です。療育については保護者のほうにも進度によって、アンケートも取っており、毎年療育のほうを受けているケースについては最後に保護者アンケートということで改善が見られたかとか満足かを数字で出しています。うちのほうはどうしても療育の機関で、サービス提供なので、非常に高い数字は出るんですが、今年は97%、全体100%なんで、かなり高い、毎年9割はいつも超える数字が出ております。

以上です。

委員長 ほか。

原田委員 学童保育の業務委託についてなんですけれども、委託先の企業というのはどういった企業になっていらっしゃいますか。

こども課長 学童の民間委託の事業者ということですか。民間事業者の委託については、今回の3月議会の定例会、この議決が終わった後に実際に動き出す、プロポーザルでの募集になるので、今現時点で具体的に業者名が決まっているということではございません。

以上です。

原田委員 そうしますと、民間に委託するというふうになった場合、働く方、職員の方というのも、その採用というのも民間に完全に委託するという形になるかと思うんですけども、その際の採用の基準といいますか、そういったものって設けるとか、そういうお考えはありますでしょうか。

こども課長 こちらなんですけれども、仕様書の中でうたっている部分ではございますが、現行の支援員、各学童9か所にいる支援員が希望する場合はそのまま雇用をするということでプロポーザルの中ではうたっております。当然、雇用条件についても現状以上というような条件になってございますので、その辺はあくまでも支援員が希望するという前提ではございますが、希望した場合には引き続き雇用というようなことでの民間委託を

考えております。

以上でございます。

原田委員 ありがとうございます。

そうしましたら、もし希望されない方がいて、穴埋め的にほかから採用ということになりましたら、そういった際の採用の基準とか合否みたいな、そういうのはやっぱり企業のほうで行うという感じですか。

こども課長 その採用については今委員おっしゃったとおりでございます。

原田委員 ありがとうございます。

やっぱり学童の実態としまして、なかなか学童の中でけんかが起きたりだとかいじめが起きたりだとか、そういったことも、学校よりも学童でそういうことが起きたりということも結構多いかなというふうに感じておりますので、その辺の採用の基準とか、誰でもなれるというような感じにしようとかちょっと、特に多分フォレストとかは完全に最初から民間で、保護者の方も民間に入れるという認識で利用しているかなと思うんですけども、結構多分市でやっていた学童だとやっぱり保護者の方々の認識としてもなかなかその辺のクオリティーといいますか、そういったところも考えていただければなというふうに思います。お願いといいますか、採用基準というのをちょっとできれば設けていただければなというふうに思いますので、お願いいたします。

こども課長 ご意見ありがとうございます。

今回の民間学童に当たっては、当然人材不足、支援員の成り手がないという背景もございますが、同時に支援員の資質の向上というのもその一つになっています。当然、子供たち、支援員、子供たちへの適切な対応が一番重要かと思います。例えばなんですが、子供同士のけんかがあった際、どのように解決すればいいのか、けがをしたときの処置の仕方、保護者への対応というのは重要な一つのポイントにはなってきますので、その辺は、実際は今現在業者が決まっておりますが、決まった際にはその辺のことについてもよろしくお願いしたいという旨でお伝えしたいと思います。

以上でございます。

委員長 では、質疑、ほか大丈夫ですか。

(なし)

委員長 続きまして、4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、未熟児養育医療給付事業ついて説明を求めます。

こども課長 それでは、93ページをお開き願います。

下段になります。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、本年度予算額2億612万2,000円。このうちこども課の所管となりますのが、95ページの中ほどにあります未熟児養育医療給付事業になります。こちら、体重が2,000グラム未満で生まれた子が養育のために病院に入院

することが必要になった乳児に対し、医療費の一部を助成するといった事業でございます。前年同額で計上いたしました。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

質疑ありませんか。

(なし)

委員長 ないようですので、質疑を終結します。

以上でこども課所管部分を終了といたします。

暫時休憩します。執行部は入替えをお願いいたします。お疲れさまでした。

それでは、再開を14時05分といたします。

休憩（午後1時53分）

再開（午後2時05分）

委員長 それでは、再開します。

介護長寿課が出席しました。

議案第6号 那珂市介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部より説明を願います。

介護長寿課長 介護長寿課長の萩野谷です。ほか3名が出席しております。よろしくお願いいたします。

着座にてご説明をさせていただきます。

それでは、議案第6号をご覧ください。

議案第6号 那珂市介護保険条例の一部を改正する条例。

那珂市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、那珂市高齢者保健福祉計画の策定及び介護保険法施行令の一部改正に伴い、令和6年度から令和8年度までの保険料率及び減額賦課に係る保険料率について定めるため、本条例の一部を改正するものでございます。

次のページに改正条文を掲載しておりますので、こちらについてはご確認のほうお願いいたします。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明させていただきますので、3ページをご覧くださいと思います。

那珂市介護保険条例新旧対照表の左側が改正後案、右側が現行の条例で、下線部が改正箇所となっております。

初めに、保険料率、第4条第1項から第4項において規定されております令和3年度から令和5年度までにつきましては、新たに策定する那珂市高齢者保健福祉計画の計画期間に合わせまして令和6年度から令和8年度までに改めます。

続きまして、第4条第1項の各号における保険料の改正になります。現在、本市におけ

る第1号被保険者の介護保険料は国の標準段階である9段階としておりますが、令和6年度以降13段階へ見直されることから、改正後の保険料率を乗じた額に改正いたします。また、減額賦課に係る標準乗率及び公費負担割合が新たに示されたことに伴い、第1段階から第3段階の保険料につきましても改正となります。

第4条第1項第1号になりますが、3万1,680円を2万8,920円に、同様に、第2号中4万7,520円を4万3,440円に、第3号中4万7,520円を4万3,800円に改めます。

第4号から第9号までにつきましては、国から示されました標準乗率に変更が生じないこと、また那珂市における第1号被保険者の介護保険料の基準額が今までと同額であることから、改正はございません。

続きまして、第10号からが新設となりまして、第10号、令第38条第1項第10号に掲げる者12万480円、同様に、第11号として、第11号に掲げる者13万3,080円、第12号、第12号に掲げる者14万5,800円、第13号、第13号に掲げる者15万2,160円を加えます。

この第1号から第13号に規定された内容は、本来の第1号被保険者の介護保険料となりますが、さらに国から低所得者の保険料上昇の抑制を図るため、第4条第1項、第1号から第3号の対象となる方については標準乗率から公費負担割合を差し引いた最終乗率により算出した保険料に改正することと示されておりまして、第2項中1万9,080円を1万8,120円に、第3項中、次のページになりますが、3万1,680円を3万840円に、第4項中4万4,400円を4万3,440円に改めます。

附則になりますが、第1条、施行期日として、この条例は令和6年4月1日から施行する。第2条、経過措置して、この条例による改正後の那珂市介護保険条例第4条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料についてはなお従前の例によるとします。

次のページ以降に改正条例の概要と、参考といたしまして所得段階別保険料を添付しておりますので、ご確認をお願いいたします。

説明につきましては以上となります。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なし)

委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

続きまして討論に入ります。討論ありませんか。

(なし)

委員長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第6号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第6号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第7号 那珂市指定地域密着型サービスの事業に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部より説明をお願いします。

介護長寿課長 それでは、議案第7号をご覧くださいと思います。

議案第7号 那珂市指定地域密着型サービスの事業に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

那珂市指定地域密着型サービスの事業に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

次のページをご覧ください。

改正条文になります。那珂市指定地域密着型サービスの事業に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。第12条中、介護保険法施行規則第17条の12を同項第1号に改める。

附則、この条例は令和6年4月1日から施行する。

次のページに新旧対照表を添付しておりますので、ご確認をお願いします。

続きまして、4ページをご覧くださいと思います。

改正条例の概要になります。改正の理由につきましては、先ほどご説明いたしました提案理由と同じ内容ですので、説明につきましては割愛させていただきます。

改正の概要ですが、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第170条の引用箇所が改正されることに伴い、市条例第12条の引用箇所を改正するものでございます。

説明につきましては以上となります。よろしく願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なし)

委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。討論ありませんか。

(なし)

委員長 なしということで、討論を終結します。

これより議案第7号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第7号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第17号 令和5年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）を議題といたします。

執行部より説明を願います。

介護長寿課長 それでは、介護保険特別会計補正予算書をご覧ください。

議案第17号 令和5年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）になります。

4ページをお開きください。

歳入になります。

款、項、目、補正額の順にご説明いたします。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金33万1,000円。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、1目調整交付金58万3,000円、3目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）164万1,000円。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金3,502万3,000円の減、2目地域支援事業交付金37万円。

5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金195万7,000円。

5款県支出金、3項県補助金、2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）102万6,000円。ただいまご説明いたしました国・県の負担金、補助金、支払基金交付金ですが、令和5年度の交付額が確定いたしましたこと、また変更交付申請により交付額が変更になったことなどに伴う補正となっております。

続きまして、5ページをご覧ください。

2段目になります。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金56万6,000円、3目地域支援事業繰入金（包括的支援事業任意事業）4万8,000円、5目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）102万6,000円。

7款繰入金、2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金3,464万6,000円の減、繰越金の確定に伴う繰戻しとなります。

8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金1億1,984万1,000円、繰越金の未計上額となっております。

続きまして、6ページをお開きください。

歳出になります。

款、項、目、補正額の順にご説明いたします。

2款保険給付費、2項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス等費453万円、給付件数及び給付額の見込み増に伴い負担金を増額するものでございます。

4款地域支援事業費、1項包括的支援事業・任意事業費、2目任意事業費25万円。

4款地域支援事業費、3項一般介護予防事業費、1目一般介護予防事業費990万6,000

円。この一般介護予防事業の高齢者の生きがいと健康づくり推進事業につきましては一般会計において予算措置をしておりましたが、国から介護保険特別会計へ移行するよう指示があったため、今回会計間における予算の組替えを行うための補正となっております。

続きまして、7ページをご覧ください。

中段になります。

5款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金4,678万円。歳入歳出予算の総額の調整となっております。

6款諸支出金、2項繰出金、1目一般会計繰出金374万6,000円の減。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

副委員長 主要事業説明書の6ページ目の一般介護予防事業というのはこちらの会計にということなんですが、それというのは要するにそれに係る費用も介護保険の費用から出るという考えなんですか。前は何から出ていたんでしょうか。

介護長寿課長 この一般介護予防事業の中の国のほうの交付金なんですけれども、これ上限額というのが設定されておりまして、上限額を超える場合には一般会計ではなく介護保険特別会計のほうで処理をするようにという指示があったものですので、今回このような形で組替えを行ってございます。

副委員長 ということは、もともと国からの交付金を使う事業と考えてよろしいんですか。

介護長寿課長 もちろん介護保険につきましてはいろんな事業、国・県、それから市の持ち出しというのがありますので、全ての交付金を使って事業を行っているものでございます。

副委員長 すみません、ついでに。

では割合があるわけですね、負担割合が。この事業に関して、国・県、市の負担割合は今分かりますでしょうか。

介護長寿課長 介護保険の事業につきましては、事業によってなんですけれども、公費が50%、保険料で50%賄うということになっておりまして、こちらの事業につきましては国が25%、県と市が4分の1になりますので12.5%、それから第1号被保険者の保険料が23%、第2号被保険者の保険料が27%、合計しまして100%ということで事業を行っているものでございます。

副委員長 分かりました。

委員長 ほかありませんか。

(なし)

委員長 では、質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。討論ありませんか。

(なし)

委員長 なしということで、討論を終結します。

これより議案第17号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第17号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第19号 令和6年度那珂市一般会計予算（介護長寿課所管部分）を議題といたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、外国人高齢者及び重度障害者福祉手当支給事業、2目高齢福祉費、8目介護保険費について説明をお願いします。

介護長寿課長 それでは、議案第19号 令和6年度那珂市一般会計予算につきましてご説明させていただきます。

予算書の73ページをお開きください。

なお、主要事業説明書につきましては57ページから59ページまでが介護長寿課所管事業となっております。

それでは、款、項、目、予算額の順にご説明いたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、説明の欄の下から2番目の事業になります。外国人高齢者及び重度障害者福祉手当支給事業が介護長寿課所管事業となっております。本事業における対象となる方が那珂市内にはおりませんので、形式予算として1,000円を計上してございます。

続きまして、次のページをご覧ください。

2段目になります。

2目高齢福祉費1億6,522万8,000円。減額となりました主な理由になりますが、老人保護措置事業におきまして、措置者の見込み減に伴う扶助費の減、また高齢者保健福祉計画の策定が完了したことによる委託料等の減、それから高齢者日常生活支援等推進事業におきまして、先ほどお話をさせていただきました国からの指示により高齢者の生きがいと健康づくり推進事業を一般会計から介護保険特別会計へ移行することとなったため委託料が減額となっております。

続きまして、80ページをご覧ください。

3段目になります。

8目介護保険費7億4,781万7,000円。増減の主な理由となりますけれども、介護保険特別会計におきまして、介護給付費や介護予防・日常生活支援総合事業など予算額の増額に伴いまして繰出金が増額となっております。また、令和6年度におきましては介護施設等整備事業の予算を計上しないことから、負担金補助金及び交付金が皆減となったことによるものでございます。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

質疑ありませんか。

榊原委員 74ページのひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業ってあるんですけど、これちょっと具体的な事業内容を教えていただきたいんですけども。

介護長寿課長 この緊急通報システムというのは、ボタン1つで消防署に連絡ができたり、包括支援センターに相談するよう電話するようなことができるものになっております。

榊原委員 そうすると、これから普及させていくものですか、それとももう既に設置されているものですか。

介護長寿課長 もう既に設置されている世帯もございます。

榊原委員 世帯もですね。まだ、じゃ全部ではないという感じなんですか。

介護長寿課長 あくまでも希望される方になりますので、こちらから全ての世帯に設置するというものではございません。

榊原委員 これは、じゃ普及としてはどういう形でひとり暮らしの高齢者の方に普及させているような感じになりますか。

介護長寿課長 今現在、高齢者の総合相談窓口というのが各3圏域に地域包括支援センターというのがございますので、その包括の職員が訪問をされたときなどに聞き取りを行ったり、各地区にいらっしゃる民生委員の方がお声かけをしてくださいますして、希望される方に介護長寿課のほうに申請をいただいているという状況になっております。

榊原委員 ということは、包括の方じゃなくても、例えば民生委員の方じゃなくても、そういうものを知らなくて、そういうものがありますよという形であれば役所のほうに申請すれば、これは無償で結局そういうものを設置していただけるという解釈でよろしいわけですね。

介護長寿課長 もちろん、県外にお子さんとかがいらっしゃいます、今ご家族1人になってしまって心配なのでというご相談をいただいたようなときにもこういったものをご紹介させていただいております。ただ、無償というだけではなくて、所得段階に応じて一部お金を納めていただくということもございます。

榊原委員 それは、そうすると、ひとり暮らしですからその方の所得、多分ほとんどの方が年金所得という形になってくると思うんですけども、それでもやっぱり持ち出しという形のものになってくることが多いということですか。

介護長寿課長 委員おっしゃるとおり、高齢の方で所得がほとんどやっぱり、低いというところと失礼ですけども、年金の方ですので、ほぼほぼ無償の方です。たまに有償になってしまう方もいらっしゃいます。

榊原委員 実際、稼働はどのぐらいあるんですか。ほぼないというふうに考えてよろしいんですか。

介護長寿課長 毎年申請されたり、中には施設に入るのでとかお子さんが帰ってきたのでという事で取り外す方もいらっしゃるんですが、市内に今大体200軒ぐらいを設置してございます。

榊原委員 では、そんなには割合としては多くないということですよ。そんなことないんですか。独居の方がどのくらいいらっしゃるって200軒なのかはあれですけども。

介護長寿課長 少し前のデータになってしまうんですが、65歳以上の独り世帯というのが、令和2年のときの調査で2,422世帯ということになっておりますので、約10%程度ということになると思います。

榊原委員 常陸太田市で実はこれ見たことあるんですよ、押しただけで消防署とかにいつちゃうという。間違っって押しちゃって消防署から電話かかってきたということが実はあって、私ちょっと高齢者の方と接することが実に多い業界なものですから、私が独り暮らしの高齢者のところにお尋ねしているところでは見たことないんです、このシステムを。だから、果たして、私が今こういうちょっと立場になったからこういうものもあるんですよということを話しちゃっていいのかなとかといま一瞬頭の中で描いちゃったんですけども、ということなんです。やっぱり、実に、何にしても本人よりもご家族、遠くにいらっしゃるご家族が心配することのほうが多いんです。民間で言うと、例えば郵便局の見守りサービスとかいろんなサービスがあることはあるんですけども、実際問題、密には絶対稼働していないはずですから、すみません、ご意見的な話になっちゃって申し訳ないんですが、分かりました、ありがとうございます。

委員長 よろしいですか。

鈴木委員 先ほどの榊原委員の質問につながるんですけども、実際に救急車、こちらの見守りサービスの中、ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業の中で実際に救急車を呼ばれた方の件数などというのは、200軒中何件とかというのはお分かりになりますか。

介護長寿課長 本年度、令和6年1月末現在になりますけれども。緊急通報の件数が43件、救急の出動が7件、7件のうち病院等に搬送したのが5件で誤報が35件ということになってございます。

鈴木委員 43件中のうち誤報が35件ということですか。

介護長寿課長 はい、そのとおりです。

鈴木委員 1年間で7件ということでしたか、緊急通報というのは。

介護長寿課長 7件というのは緊急出動になっております。

鈴木委員 1年間ですか。

介護長寿課長 ただいまの説明なんです、令和5年度のお話なので、令和6年1月末現在の通報になっております。

委員長 以上で質疑ありませんか。

原田委員 75ページの高齢者日常生活支援等推進事業というのは具体的にどういった事業を

されているのかなというのを教えてください。

介護長寿課長 この中の事業で包括的支援事業というのがありまして、やはり高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターを委託している事業であったり、それから生活支援体制整備事業と言いまして、社会福祉協議会のほうに委託してございますけれども、高齢者のサービスに何が必要なんだろう、こういうものが市にあったらいいんじゃないかといった、そういった協議の場を持つ、会議なんかを開いたりしている事業でございます。

委員長 よろしいですか。

ほかにないでしょうか。

鈴木委員 すみません、教えていただきたいんですけども、各種団体補助事業で、市のシルバー人材センターに予算がついていて、高齢福祉事務費の中でも、これは全国シルバー人材センター事業、74ページ、75ページなんですけれども、こちらは違う場所に予算がついているということでよろしかったですか。

介護長寿課長 各種団体補助事業につきましては、那珂市のシルバー人材センターのほうに補助を出しているものでございます。高齢福祉事務費の中のシルバー人材センターへの負担金ということで、こちらは全国それから県のほうのシルバー人材センターに負担金を納めているといった内容になってございます。

委員長 ほかよろしいですか。

(なし)

委員長 では、以上で質疑を終結します。

続きまして、議案第22号 令和6年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算を議題といたします。

歳入について、執行部より一括して説明をお願いします。

介護長寿課長 それでは、議案第22号 令和6年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算の歳入につきましてご説明をさせていただきます。

予算書の243ページをお開き願います。

款、項、予算額の順でご説明させていただきます。

1 款保険料、1 項介護保険料11億528万8,000円。2,132万5,000円の増となっておりますけれども、先ほど議案第6号 那珂市介護保険条例の一部を改正する条例の中でもご説明させていただきましたとおり、第1号被保険者の介護保険料が9段階から13段階へ多段階化することなどを踏まえまして、前年度当初予算比で約2%の増を見込み、予算を計上してございます。

続きまして、2 款使用料及び手数料、1 項手数料2万1,000円。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金8億5,783万円。

3 款国庫支出金、2 項国庫補助金、次のページをご覧ください。2億2,621万7,000円。

4 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金13億1,708万1,000円。

5 款県支出金、1 項県負担金 6 億9,191万1,000円。

5 款県支出金、2 項財政安定化基金支出金2,000円。

次のページをご覧ください。

5 款県支出金、3 項県補助金2,308万3,000円。

6 款財産収入、1 項財産運用収入1,000円。

7 款繰入金、1 項一般会計繰入金、次のページをご覧ください。7 億4,781万6,000円。

7 款繰入金、2 項基金繰入金 1 億1,074万2,000円。ただいまご説明いたしました国・県の負担金や補助金、支払基金交付金、一般会計繰入金の増額についてですが、介護保険給付費や地域支援事業費などの事業費が伸びていることなどから、歳入の増を見込んでおります。

続きまして、8 款繰越金、1 項繰越金1,000円。

9 款諸収入、1 項延滞金加算金及び過料3,000円。

9 款諸収入、2 項預金利子1,000円。

次のページをご覧ください。

9 款諸収入、3 項雑入3,000円。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(なし)

委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

続いて、歳出について、執行部より一括して説明を求めます。

介護長寿課長 それでは、歳出についてご説明をさせていただきます。

予算書の248ページをお開きください。

なお、主要事業説明書につきましては60ページから61ページまでが介護長寿課所管事業となっております。

それでは、款、項、目、予算額の順にご説明いたします。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費5,309万4,000円。比較で284万9,000円の減額となっておりますけれども、職員人件費におきまして、介護給付費点検を担っております会計年度任用職員 1 名分の報酬等につきまして、介護給付費等費用適正化事業へ組替えを行ったことなどによるものでございます。

次のページをご覧ください。

中段になります。

1 款総務費、2 項賦課費、1 目賦課費172万4,000円。

1 款総務費、3 項介護認定審査会費、1 目介護認定審査会費577万5,000円。

次のページをご覧ください。

2 目介護認定調査等費4,043万3,000円。

1 款総務費、4 項趣旨普及費、1 目趣旨普及費81万4,000円。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目介護サービス給付費46億4,110万円。

高齢化が進む中、今後も要介護認定者が増えていくと想定されることなどから、前年度当初予算比で約7%の伸びを見込んでおりまして、3億527万7,000円の増としております。

続きまして、次のページをご覧ください。

中ほどになります。

2 目審査支払手数料383万1,000円。

2 款保険給付費、2 項高額介護サービス等費、1 目高額介護サービス等費1億636万5,000円、2 目高額医療合算介護サービス費1,713万5,000円。

次のページをご覧ください。

中段になります。

3 款財政安定化基金拠出金、1 項財政安定化基金拠出金、1 目財政安定化基金拠出金2,000円。

4 款地域支援事業費、1 項包括的支援事業・任意事業費、1 目包括的支援事業費23万7,000円。2 目任意事業費1,807万3,000円。比較で509万円増となりました主な理由ですが、先ほど一般管理費の職員人件費の中で予算を組み替えた旨のご説明をさせていただきましたが、この中で先ほどの人件費を介護給付費等費用適正化事業で予算措置を行ったことによるものでございます。また、配食サービス事業におきまして、配食数の見込み増に伴い委託料を増額してございます。

続きまして、次のページをご覧ください。

中ほどになります。

3 目在宅医療・介護連携推進事業876万4,000円、4 目認知症総合支援事業費2,163万7,000円。

次のページをご覧ください。

2 段目になります。

4 款地域支援事業費、2 項介護予防・生活支援サービス事業費、1 目介護予防・生活支援サービス事業費1億249万6,000円、2 目介護予防マネジメント事業費1,249万5,000円、3 目高額介護予防・生活支援サービス費15万円、次のページをご覧ください。4 目高額医療合算介護予防・生活支援サービス費20万円。

4 款地域支援事業費、3 項一般介護予防事業費、1 目一般介護予防事業費1,886万6,000円。比較で1,087万8,000円増となります主な理由ですが、先ほど一般会計補正予算のほうでもご説明いたしましたとおり、高齢者の生きがいと健康づくり推進事業につき

まして介護保険特別会計のほうで予算措置をするよう国から指示があったところで、予算を組み替えた結果増額となったものでございます。

4款地域支援事業費、4項その他諸経費、1目審査支払手数料38万7,000円。

次のページをご覧ください。

2段目になります。

5款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金500万円。

6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目第一号被保険者保険料還付金200万円、2目償還金1,000円。

次のページをご覧ください。

2段目になります。

6款諸支出金、2項繰出金、1目一般会計繰出金1,552万円。

6款諸支出金、3項利用者負担額軽減費、1目利用者負担額軽減費21万7,000円。

次のページをご覧ください。

2段目になります。

7款予備費、1項予備費、1目予備費368万4,000円。

ここで補足のほうを説明させていただきたいと思います。

地域包括支援センター青燈会の職員を1名増員という形で予算を計上しております。各事業の委託料の中に人件費が案分されて計上しているため非常にちょっと、人件費が幾らなんだというところと分かりづらいところはあると思いましたが、それで補足で説明をさせていただきました。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。よろしいですか。

(なし)

委員長 では、質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。討論ありませんか。

(なし)

委員長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第22号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第22号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で介護長寿課の所管部分を終了とします。

暫時休憩します。お疲れさまでした。執行部の入替えをお願いします。

休憩(午後2時49分)

再開（午後２時50分）

委員長 では、再開します。

保険課が出席しました。

議案第16号 令和５年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第２号）を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

保険課長 保険課長の横山です。ほか２名の職員が出席しております。よろしくお願いいたします。

座って説明をさせていただきます。

それでは、国民健康保険特別会計補正予算書をご覧ください。

議案第16号 令和５年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第２号）についてご説明いたします。

それでは、４ページをお開き願います。

歳入になります。

款、項、目、補正額の順にご説明いたします。

１款国民健康保険税、１項国民健康保険税、１目一般被保険者国民健康保険税3,684万3,000円の減。

４款県支出金、２項県補助金、１目保険給付費等交付金50万円。

６款繰入金、１項他会計繰入金、１目一般会計繰入金951万6,000円の減。

７款繰越金、１項繰越金、１目療養給付費等交付金繰越金3,066万2,000円、２目その他繰越金1,569万7,000円でございます。

次のページをご覧ください。

歳出になります。

款、項、目、補正額の順にご説明いたします。

２款保険給付費、１項療養諸費、３目一般被保険者療養費50万円。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（なし）

委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。討論ありませんか。

（なし）

委員長 なしということで、討論を終結します。

これより議案第16号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

委員長 ご異議なしと認め、議案第16号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第18号 令和5年度那珂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

保険課長 後期高齢者医療特別会計補正予算書をご覧ください。

議案第18号 令和5年度那珂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

それでは、4ページをご覧ください。

歳入になります。

款、項、目、補正額の順にご説明いたします。

1 款保険料、1 項後期高齢者医療保険料、1 目後期高齢者医療保険料1,279万4,000円。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金251万1,000円の減。

5 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金214万3,000円でございます。

続いて、歳出になります。

5 ページをご覧ください。

款、項、目、補正額の順にご説明いたします。

1 款分担金及び負担金、1 項広域連合負担金、1 目広域連合納付金1,214万円。こちらは、納付金の額確定に伴う補正となります。

2 款諸支出金、2 項繰出金、1 目一般会計繰出金28万6,000円。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（なし）

委員長 なしということで、質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。討論ありませんか。

（なし）

委員長 なしということで、討論を終結します。

これより議案第18号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

委員長 異議なしと認め、議案第18号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第19号 令和6年度那珂市一般会計予算（保険課所管部分）を議題といたします。

最初に、3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費、国民健康保険特別会計繰

出金、4目国民年金費、5目後期高齢者医療費、7目高額療養費貸付金、9目出産費資金貸付金について説明を求めます。

保険課長 それでは、予算書の72ページをお開き願います。

なお、主要事業説明書については62ページから69ページまでが保険課所管事業となっております。その中で、大変申し訳ございません、1か所訂正がございます。正誤表を提出しておりますが、主要事業説明書の67ページ、国民健康保険特別会計の事業名、介護納付金分の事業内容で、令和6年度の国民健康保険事業納付金の予算額について、円単位で表記しているんですが、漢字で「千円」とつけてしまいました。漢字の「千」を削除する訂正となります。主要事業説明書のほうは正しいものに差し変わっております。申し訳ありませんでした。

それでは、予算書のほうで、款、項、目、予算額の順にご説明いたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費8億4,769万円。このうち保険課が所管するのは、73ページ下段の国民健康保険特別会計繰出金3億6,765万円となります。

続いて、78ページをお開き願います。

中ほどの4目国民年金費30万7,000円、その下の5目後期高齢者医療費8億6,511万4,000円、こちらのうち、79ページの1つ目の丸印、後期高齢者医療費については主要事業説明書の63ページをご覧ください。団塊の世代が75歳に到達し、後期高齢者医療制度へ移行していることに伴う被保険者の増により医療費も増加しているため、医療給付費に係る市の負担金となっているこの事業費の増額が見込まれております。続きまして、予算書の80ページをお開きください。7目高額療養費貸付金300万円。下段になります。9目出産費資金貸付金40万円。

以上です。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

質疑ありませんか。

鈴木委員 予算書の80ページなんですが、高額療養費貸付金が前年度より減になっている理由を教えてください。

保険課長 こちらにつきましては、現状の支出状況を見まして、それに合わせた形で減額としております。

以上です。

委員長 よろしいですか。

ほかにごありますか。

(なし)

委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

続きまして、議案第20号 令和6年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算を議題といたします。

歳入について、執行部より一括して説明を求めます。お願いします。

保険課長 それでは、予算書の203ページをお開き願います。

歳入になります。

款、項、予算額の順にご説明いたします。

1 款国民健康保険税、1 項国民健康保険税 9 億5,787万4,000円。1 目の下にバツ印がついている退職被保険者等国民健康保険税についてですが、国保の退職者医療制度が令和 6 年 4 月で廃止されるため、保険税につきましては廃目となります。ほかにも制度の廃止により同じく廃目となっているものがございます。

続いて、2 款使用料及び手数料、1 項手数料20万円。督促手数料は令和 6 年度より廃止となり、それ以前の分のみに適用されるため、収納課と協議の上、60万円の減額としております。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金1,000円。

4 款県支出金、1 項県負担金1,434万1,000円。

次のページをお願いします。

4 款県支出金、2 項県補助金39億1,431万9,000円。

5 款財産収入、1 項財産運用収入 5 万円。

6 款繰入金、1 項他会計繰入金 3 億6,765万円。

6 款繰入金、2 項基金繰入金 2 億335万8,000円。

次のページをお願いします。

7 款繰越金、1 項繰越金2,000円。

8 款諸収入、1 項延滞金及び過料2,000万円。

8 款諸収入、2 項預金利子1,000円。

8 款諸収入、3 項雑入、220万4,000円です。

以上となります。よろしくお願いします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

続いて、歳出について、執行部より一括して説明を求めます。

保険課長 続いて、歳出になります。

予算書は206ページになります。

款、項、目、予算額の順にご説明いたします。なお、先ほど歳入のところで退職者医療制度の廃止により該当部分が廃目となっていますという説明をいたしましたが、歳出につきましては、県からの指示により一部形式的に残しているものがございます。

それでは、予算書に沿ってご説明いたします。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費6,743万4,000円。次のページをお願いします。2 目連合会負担金154万7,000円。

1 款総務費、2 項運営協議会費、1 目運営協議会費45万4,000円。

1 款総務費、3 項趣旨普及費、1 目趣旨普及費97万1,000円。

次のページをお開きください。

2 款保険給付費、1 項療養諸費、1 目一般被保険者療養給付費33億1,900万円。こちらにつきましては、主要事業説明書の64ページをご覧ください。国民健康保険の令和5年度の年度平均被保険者は1万1,053人の見込みとなっておりまして、減少傾向が続いておりますが、1人当たりの医療費が伸びているため、令和6年度の療養給付費については増額を見込んでおります。

予算書に戻りまして、208ページになります。

中段になります。

2 目退職被保険者等療養給付費1,000円、3 目一般被保険者療養費2,400万円、4 目退職被保険者等療養費1,000円。次のページをお開き願います。5 目審査支払手数料1,480万円。

2 款保険給付費、2 項高額療養費、1 目一般被保険者高額療養費4億7,400万円、2 目退職被保険者等高額療養費1,000円、3 目一般被保険者高額介護合算療養費60万円、次のページをお開き願います。4 目退職被保険者等高額介護合算療養費1,000円。

2 款保険給付費、3 項移送費、1 目一般被保険者移送費10万円、2 目退職被保険者等移送費1,000円。

次のページをお願いします。

2 款保険給付費、4 項出産育児諸費、1 目出産育児一時金1,500万円、2 目支払手数料8,000円。

2 款保険給付費、5 項葬祭諸費、1 目葬祭費600万円。

次のページをお願いします。

2 款保険給付費、6 項傷病手当諸費、1 目傷病手当金10万円。

3 款国民健康保険事業費納付金、1 項医療給付費分、1 目一般被保険者医療給付費分9億7,274万1,000円。

次のページをお願いします。

3 款国民健康保険事業費納付金、2 項後期高齢者支援金等分、1 目一般被保険者後期高齢者支援金等分3億9,083万9,000円。

3 款国民健康保険事業費納付金、3 項介護納付金分、1 目介護納付金分1億2,570万5,000円。3 款の事業費納付金の一般被保険者分につきましては、主要事業説明書の65ページから67ページになります。事業費納付金は、県が市町村の保険給付に要する費用を交付する財源に充てるため県が金額を算定し市町村に納付を求めるものですが、令和5

年度は被保険者の減少及び県が剰余金の一部を納付金の負担軽減に充てたことから減額となっております。

予算書に戻りまして、213ページをご覧ください。

下段になります。

4 款保健事業費、1 項保健事業費、1 目保健衛生普及費247万4,000円。

次のページをお開きください。

4 款保健事業費、2 項特定健康診査等事業費、1 目特定健康診査等事業費5,358万1,000円。主要事業説明書の68ページをご覧ください。令和6年度は引き続き被保険者数の減少が見込まれており、特定健診の対象者についても減少が見込まれますが、コロナ禍で下がった受診率が回復傾向となっているため、昨年とほぼ同じ受診件数である集団健診3,700人、個別健診850人を見込んで計上しております。また、予算額の増減の内容としましては、データヘルス計画の策定終了による減、会計年度任用職員の報酬等の増及び集団健診の委託料の増などにより、全体としては若干の増額となっております。

予算書に戻りまして、215ページをお開き願います。

中段になります。

5 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目支払準備基金積立金5万円。

6 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目一般被保険者保険税還付金600万円、2 目償還金1,000円、次のページをお開きください。3 目一般被保険者還付加算金20万円。

7 款予備費、1 項予備費、1 目予備費439万円。その下の共同事業拠出金につきましては、退職者医療制度の廃止により廃款となります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(なし)

委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。討論ありませんか。

(なし)

委員長 なしということで、討論を終結します。

これより議案第20号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第20号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第23号 令和6年度那珂市後期高齢者医療特別会計予算を議題いたします。

歳入について、執行部より一括して説明を求めます。

保険課長 予算書の273ページをお開き願います。

歳入になります。

款、項、予算額の順にご説明いたします。

1 款保険料、1 項後期高齢者医療保険料 7 億3,038万2,000円。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料 2 万円。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金 1 億7,872万5,000円。

4 款繰越金、1 項繰越金1,000円。

5 款諸収入、1 項延滞金及び過料15万1,000円。

次のページをお開き願います。

5 款諸収入、2 項償還金及び還付加算金72万円。

5 款諸収入、3 項雑入1,000円。

以上となります。よろしく願います。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

委員長 ないということで、質疑を終結いたします。

続いて、歳出について、執行部より一括して説明を求めます。

保険課長 続いて歳出になります。275ページをご覧ください。

款、項、目、予算額の順にご説明いたします。

1 款分担金及び負担金、1 項広域連合負担金、1 目広域連合納付金 9 億516万6,000円。

主要事業説明書の69ページをご覧ください。こちらは、広域連合が後期高齢者の医療に要する費用に充てるため、徴収した保険料や保険料軽減に係る市負担分を広域連合に納付するものです。令和4年度頃から団塊の世代が後期高齢者に移行しており、今後も被保険者数の増加が見込まれ、それに伴い納付金も増額を見込んでおります。

予算書に戻りまして、275ページ中段になります。

2 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目保険料還付金70万円、2 目還付加算金 2 万円。

次のページをお開き願います。

2 款諸支出金、2 項繰出金、1 目一般会計繰出金1,000円。

3 款予備費、1 項予備費、1 目予備費411万3,000円です。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なし)

委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。討論ありませんか。

(なし)

委員長 なしということで、討論を終結します。

これより議案第23号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第23号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。執行部は入替えをお願いします。お疲れさまでした。

休憩(午後3時16分)

再開(午後3時16分)

委員長 では、再開いたします。

議案第19号 令和6年度那珂市一般会計予算、当委員会の所管部分について討論、採決に入ります。

討論ありませんか。

副委員長 いろいろ聞きましたけれども、私は学童保育の運営を民間に委託することに関して、賛成できないので、それについて反対、その分については反対します。それだけです。

委員長 ほか、賛成討論ありませんか。

(なし)

委員長 では、討論を終結します。

これより議案第19号を原案のとおり決することでお聞きをいたしますけれども、ただいま反対討論がありましたので、挙手により採決をいたしたいと思います。

では、議案第19号に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

委員長 ありがとうございます。

賛成多数ということで、議案第19号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で付託された執行部提出議案の審議は全て終了いたしました。

執行部の皆様、ご苦労さまでございました。ありがとうございました。

では、本日の案件は全て終了いたしました。

その前に、ちょっと報告事項だけ、都市計画審議委員、こちらに教育厚生常任委員会から1人選出することになっておりますので、市街化区域の住人ということで鈴木明子委員を選出いたしますので、ご承知おきください。

以上で、教育厚生常任委員会を閉会といたします。

閉会(午後3時19分)

令和6年5月28日

那珂市議会 教育厚生常任委員会委員長 寺門 厚